令和８年 10 月

申告書を作成するための
チェックポイント

門　真　税　務　署

目　　次

1　所得金額に対する税率……1

2　グループ法人税制……7

3　特定同族会社の留保金課税……9

4　所得の金額、利益積立金額及び資本金等の額の計算……11

5　所得税額の控除……14

6　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除……15

7　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除…20

8　給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除……25

9　青色申告事業年度の欠損金の損金算入……33

10　受取配当等の益金不算入……34

11　貸倒引当金……37

12　寄附金の損金不算入……42

13　交際費等の損金不算入……44

14　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例……47

15　役員給与の損金不算入……50

16　適用額明細書の提出について……53

17　消費税及び地方消費税の申告書……54

略　　語

○　文中で用いている略語は次のとおりです。

法法　・・・・・・法人税法
法令　・・・・・・法人税法施行令
法規　・・・・・・法人税法施行規則
措法　・・・・・・租税特別措置法
措令　・・・・・・租税特別措置法施行令
措規　・・・・・・租税特別措置法施行規則
旧措法　・・・・・所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 12 号）による改正前の措法
旧措令　・・・・・措令の一部を改正する政令（令和８年政令第 98 号）による改正前の措令
防確法　・・・・・我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法
地法　・・・・・・地方法人税法
措特透明化法　・・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
消法　・・・・・・消費税法
消令　・・・・・・消費税法施行令
消規　・・・・・・消費税法施行規則

本資料は、原則として令和８年４月１日現在で施行されている法令等に基づき作成しています。

1 所得金額に対する税率(別表一、次葉)

1　所得金額に対する税率は正しいものを適用していますか。

各事業年度の所得金額に対する税率は法人の区分と所得金額に応じて次のとおりです。(法法 66、措法 42 の３の２①)

区分 ＼ 事業年度		平 31.４.１から令和９.３.31までの間に開始する事業年度
中小法人(注１)、一般社団法人等(注２)、公益法人等とみなされているもの(注３)又は人格のない社団等	年 800 万円以下の部分	15%(注８) (又は 17%(注８、９) 又は 19%(注８、10))
	年 800 万円超の部分	23.2%
中小法人以外の普通法人		23.2%
公益法人等(注４)	年 800 万円以下の部分	15% 〔又は 17%(注９)〕
	年 800 万円超の部分	19%
協同組合等(注５)又は特定の医療法人(注６)	年 800 万円以下の部分	15% 〔又は 17%(注９)〕
	年 800 万円超の部分	19%
	特定の協同組合等(注７)の年 10 億円超の部分	22%

(注)１　中小法人とは、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。ただし、各事業年度終了の時において次の法人に該当するものについては中小法人から除かれます。(法法 66⑤)

イ	保険業法に規定する相互会社(ロ(ﾛ)において「相互会社」といいます。)
ロ	大法人(次に掲げる法人をいい、ハにおいて同じです。)との間にその大法人による完全支配関係(７ページの１(1))がある普通法人(２ページの「非中小法人イメージ図」の「Ｓ４社」及び「Ｓ５社」) (ｲ) 資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人 (ﾛ) 相互会社(保険業法第２条第 10 項に規定する外国相互会社を含みます。) (ﾊ) 法第４条の３に規定する受託法人(へにおいて「受託法人」といいます。)
ハ	普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人(２ページの「非中小法人イメージ図」の「Ｓ３社」)
ニ	投資法人
ホ	特定目的会社
ヘ	受託法人

２　一般社団法人等とは、法別表第二に掲げる非営利型法人である一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。

3　公益法人等とみなされているものとは、認可地縁団体、管理組合法人及び団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人並びにマンション再生組合及びマンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合をいいます。（措令 27 の３の２）

4　公益法人等とは、法別表第二に掲げる法人（一般社団法人等を除きます。）をいい、公益法人等とみなされているものは含みません。

5　協同組合等とは、法別表第三に掲げる法人をいいます。

6　特定の医療法人とは、措法第 67 条の２第１項に規定する承認を受けた医療法人をいいます。

7　特定の協同組合等とは、その事業年度における物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額が 1,000 億円にその事業年度の月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額以上であるなど、一定の要件を満たす協同組合等をいいます。

8　適用額明細書の提出がない場合には、軽減税率の特例は適用されません。（措特透明化法３）

9　当期の所得金額が年 10 億円超である場合に適用されます（令和７年４月１日以後開始事業年度が対象です。）。

10　適用除外事業者（26ページのトピックス）に該当する場合に適用されます（平成31年４月１日以後開始事業年度が対象です。）。

２　非中小法人（１ページの(注)１ロ又はハ）ではありませんか。

非中小法人に対しては、以下の中小企業向けの特例措置は適用されません。

⑴　年 800 万円以下の所得に対する軽減税率（１ページの１）

⑵　特定同族会社の特別税率（留保金課税）の不適用（法法 67①）

⑶　貸倒引当金の繰入れ（銀行等一定の法人を除きます。）（法法 52①、措法 57 の９①）

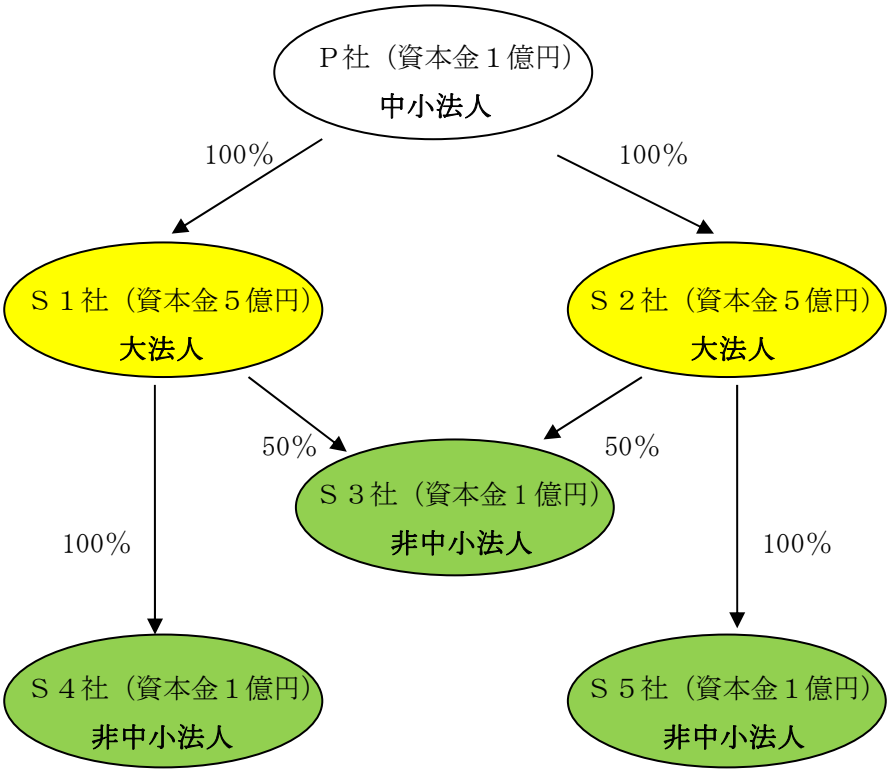
⑷　貸倒引当金（一括評価金銭債権）の法定繰入率（法法 52②）

⑸　交際費等の損金不算入制度における定額控除の特例の選択（措法 61 の４②）

⑹　欠損金の繰戻しによる還付制度（措法 66 の 12①）

⑺　青色繰越欠損金の控除前所得金額全額の損金算入（法法 57①⑪）

非中小法人イメージ図



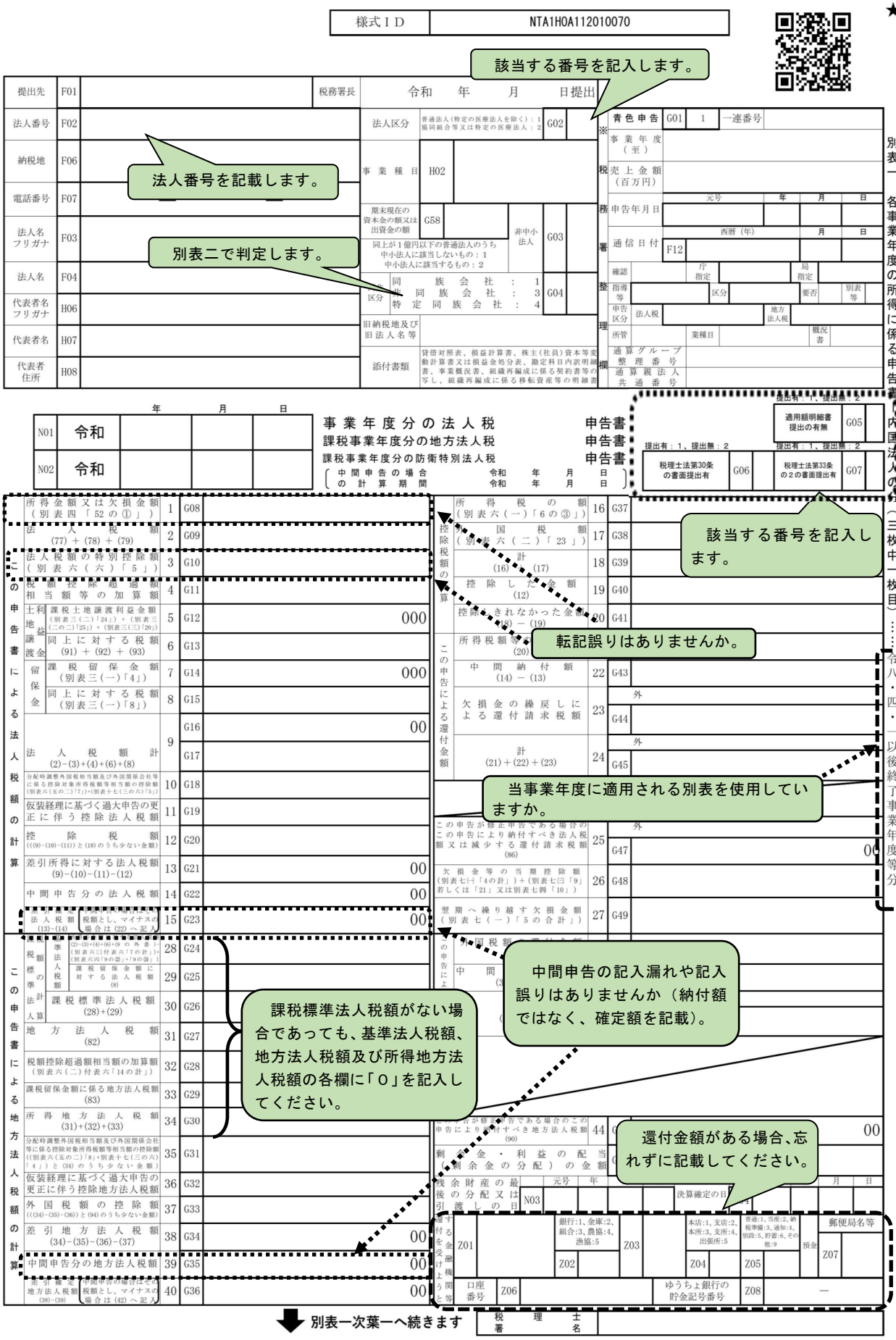
３　防衛特別法人税の計算をしていますか。

法人税を納める義務のある法人は、令和８年４月１日以後に開始する各事業年度において、基準法人税額から 500 万円の基礎控除額を控除した課税標準法人税額に４％を乗じた防衛特別法人税を法人税と同じ時期に申告・納付することになります。(防確法８)

なお、上記基準法人税額は、中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除など、一定の税額控除を適用する前の段階で計算した金額となります。

４　地方法人税の計算をしていますか。

法人税を納める義務のある法人は基準法人税額に 10.3%を乗じた地方法人税を法人税と同じ時期に申告・納付することになります。(地法 10①)


様式ＩＤ
NTA1H0A112010070
該当する番号を記入します。
法人番号を記載します。
別表二で判定します。
別表一　各事業年度の所得に係る申告書（内国法人の分）（三枚中一枚目）……令八・四・一以後終了事業年度等分
事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税
課税事業年度分の防衛特別法人税
申告書
該当する番号を記入します。
転記誤りはありませんか。
当事業年度に適用される別表を使用していますか。
中間申告の記入漏れや記入誤りはありませんか（納付額ではなく、確定額を記載）。
課税標準法人税額がない場合であっても、基準法人税額、地方法人税額及び所得地方法人税額の各欄に「０」を記入してください。
還付金額がある場合、忘れずに記載してください。
別表一次葉一へ続きます

様式ＩＤ	NTA0H0A114010010

事業年度等	・・ ・・	法人名	

別表一次葉一（三枚中二枚目）　令八・四・一以後終了事業年度等分

この申告書による防衛特別法人税額の計算					
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額（(2)−(3)+(4)+(6)+(9の外書)）−（別表六(2)付表六「7の計」）+（別表六(4)「9の㊀」+「9の㊁」）	45	G01	
		課税留保金額に対する法人税額（8）	46	G02	
	基礎控除額（500万円×12分の当該事業年度の月数）又は（別表一付表「9」）		47	G03	
	基礎控除残額（(47)−(45)又は（別表一付表「13」）（マイナスの場合は0）		48	G04	
	課税標準法人税額（(67)+(69)）		49	G05	
防衛特別法人税額（68）			50	G06	
税額控除超過額相当額の加算額（別表六(二)付表六「21の計」）			51	G07	
課税留保金額に係る防衛特別法人税額（70）			52	G08	
防衛特別法人税額計（50)+(51)+(52）			53	G09	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（((別表六(五の二)「8」+別表十七(三の六)「4」−(35))と(53)のうち少ない金額）			54	G10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除防衛特別法人税額			55	G11	
外国税額の控除額（((53)−(54)−(55))と(71)のうち少ない金額）			56	G12	
差引防衛特別法人税額（53)−(54)−(55)−(56）			57	G13	00
中間申告分の防衛特別法人税額			58	G14	00
差引確定防衛特別法人税額（57)−(58)（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(61)へ記入）			59	G15	00

基準法人税額が「０」となる場合や基礎控除額（年 500 万円）の控除により課税標準法人税額が「０」となる場合であっても、「防衛特別法人税額」及び「防衛特別法人税額計」の各欄に「０」を記入してください。

この申告による還付金がある場合				
外国税額の還付金額（73）	60	G16		
中間納付額（58)−(57）	61	G17		
計（(60)+(61)）	62		外	
		G18		
		G19		
		G20		
		G21		
この申告により納付すべき防衛特別法人税額（((59)−(63))若しくは((59)+(64)+(65))又は(((64)−(62))+((65)−(62の外書)))）	66	G22	00	
防衛特別法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額に係る課税標準法人税額（(45)−(47)（マイナスの場合は0）	67	G23	000
	同上の4％相当額	68	G24	
	課税留保金額に対する法人税額に係る課税標準法人税額（(46)−(48)（マイナスの場合は0）	69	G25	000
	同上の4％相当額	70	G26	
外国税額の控除額の計算	外国税額（別表六(二)「66」）	71	G27	
	控除した金額（56）	72	G28	
	控除しきれなかった金額（71)−(72）	73	G29	

別表一次葉二へ続きます

様式ＩＤ	NTA0H0A116010060

非中小法人等（１ページの(注)１のイ～ヘに該当する法人）に該当するにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。また、適用除外事業者（25ページ）に該当するにもかかわらず15%を適用していませんか。

事業年度等	・

法人税額の計算

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円×$\frac{\text{事業年度の月数}}{12}$のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	74	G01	000	(74)の15％、17%又は19％相当額	77	G04		
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円×$\frac{\text{事業年度の月数}}{12}$	75	G02	000	(75)の23.2％相当額	78	G05		
額	76	G03	000	(76)の19％又は23.2％相当額	79	G06		

法人の区分（１ページ）により該当する箇所で計算します。

事業年度が１年未満の場合、月数あん分します。
（12で除し、事業年度の月数を乗じます。）。

地方法人税額の計算

所得の金額に対する法人税額(28)	80	G07	000	(80)の10.3％相当額	82	G09		
課税留保金額に対する法人税額(29)	81	G08	000	(81)の10.3％相当額	83	G10		

この申告が修正申告である場合の計算

法人税額の計算	この申告前の	法人税額	84	G11		地方法人税額の計算	この申告前の	確定地方法人税額	87	G16	
		還付金額	85	外 G12 G13				還付金額	88	G17	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(84))若しくは((15)+(85))又は((85)-(24))		86	外 G14 G15	00			欠損金の繰戻しによる還付金額	89	G18	
							この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(87))若しくは((40)+(88)+(89))又は(((88)-(43))+((89)-(43の外書)))		90	G19	00

土地譲渡税額の内訳

土地譲渡税額（別表三(二)「25」）	91	G20	0	土地譲渡税額（別表三(三)「21」）	93	G22		00
同上（別表三(二の二)「26」）	92	G21	0					

地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算

外国税額（別表六(二)「56」）	94	G23		控除しきれなかった金額(94)－(95)	96	G25		
控除した金額(37)	95	G24						

2 グループ法人税制

1　他の法人との間に完全支配関係がありませんか。

⑴　完全支配関係とは、次の２つの関係をいいます。（法法２十二の七の六、法令４の２②）

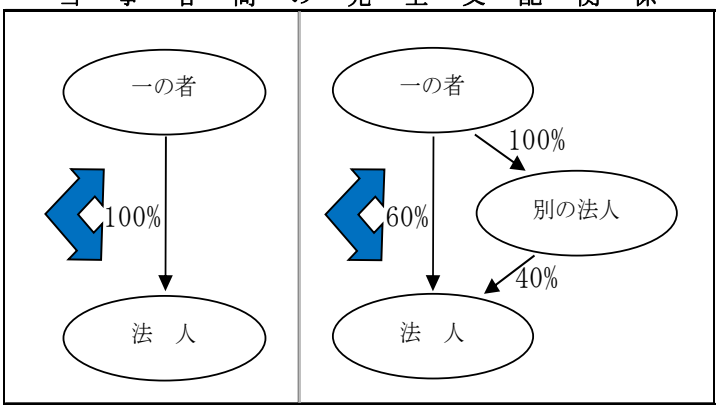
①　一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係（当事者間の完全支配関係）

②　一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人間の相互の関係（法人相互の完全支配関係）

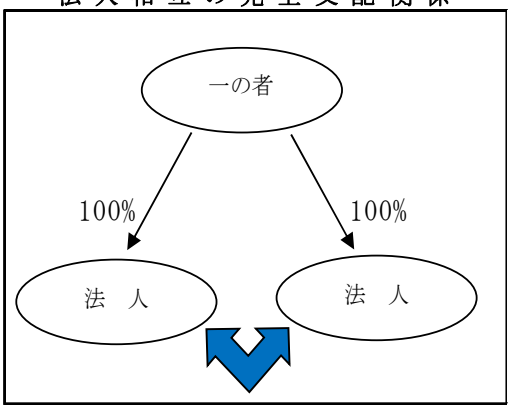
※　①の発行済株式等からは、自己が所有する株式及び一定の従業員持株会の所有株式等は除きます。

○完全支配関係イメージ図

当　事　者　間　の　完　全　支　配　関　係



法　人　相　互　の　完　全　支　配　関　係



⑵　完全支配関係のある法人間の取引には、次の①から④の措置などが適用されます。

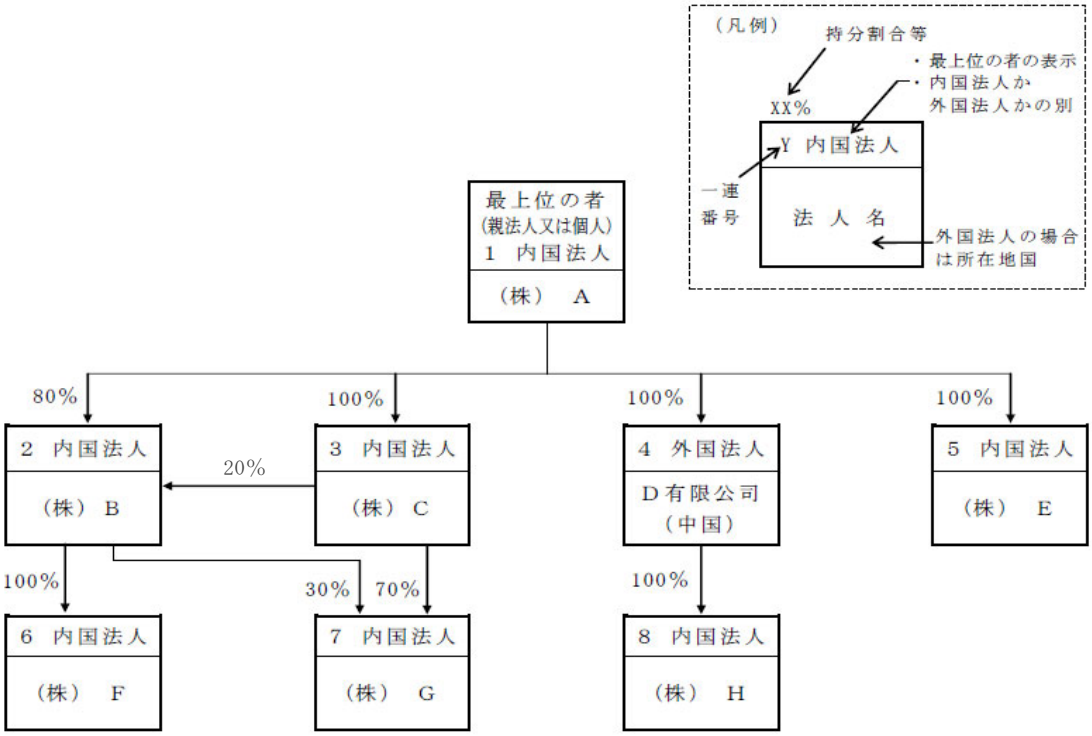
①	資産の譲渡損益の繰延べ	内国法人が有する譲渡損益調整資産（帳簿価額が 1,000 万円以上の固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除きます。）、有価証券（売買目的有価証券を除きます。）、金銭債権及び繰延資産を完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その譲渡した事業年度の所得の金額計算上、損金の額又は益金の額に算入し、その譲渡損益を繰り延べることになります。（法法 61 の 11①）
②	寄附金の損金不算入	内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されません。（法法 37②）
③	受贈益の益金不算入	内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額計算上、益金の額に算入されません。（法法 25 の２①）
④	受取配当等の益金不算入	内国法人が完全子法人株式等（内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資）につき受ける配当等の額については、その全額が当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されません。（法法 23①⑤）

2　他の法人との間に完全支配関係がある場合に、確定申告書にグループ関係を系統的に示した図を添付していますか。

他の法人との間に完全支配関係がある法人の確定申告書には、その法人との間に完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を添付する必要があります。（法法 74③、法規 35①五）

≪出資関係図の作成例≫

(1)　出資関係を系統的に記載した図



（注）　原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

(2)　グループ一覧

令和 XX 年 XX 月 XX 日

一連番号	所轄税務署名	法人名	納　税　地	代表者氏名	事業種目	資本金等（千円）	決算期	備考
1	麹　町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	

（注）1　一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2　最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

3 特定同族会社の留保金課税(別表二、別表三(一))

1　特定同族会社に該当しますか。

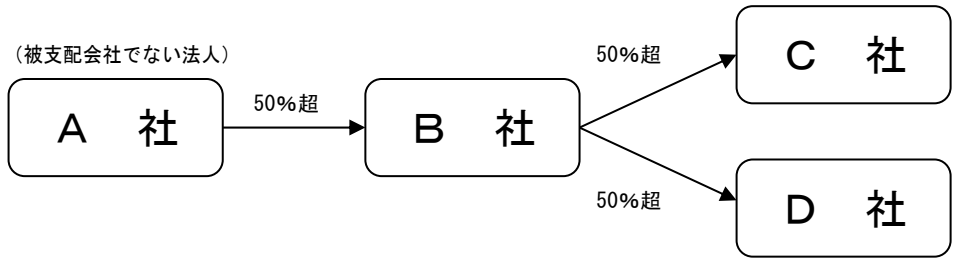
会社の上位１株主グループによる①持株割合、②議決権割合、③持分会社の社員数割合のうち最も高い割合が 50%を超える会社（被支配会社）で、資本金の額又は出資金の額が１億円超である会社は特定同族会社に該当します。ただし、資本金の額又は出資金の額が１億円以下の被支配会社であっても１ページの(注)１のロからホに該当する法人は特定同族会社に該当します。(法法 67①)

※　持分会社とは合名会社、合資会社、合同会社をいいます。

(参考)

特定同族会社となる「被支配会社」は、被支配会社であることについての判定の基礎となる株主等に、被支配会社でない法人を選定しないで判定しても被支配会社となる法人をいいます。

この被支配会社でない法人とは、被支配会社ではない法人の子会社、孫会社等を含むこととされています。したがって、次のＡ社からＤ社は、いずれも特定同族会社とはなりません。



2　特定同族会社で当期の留保所得金額（別表四の留保欄の合計金額）が 2,000 万円を超えている場合に、留保金額に対する税額の検討をしていますか。

特定同族会社の留保金課税の対象となる課税留保金額は、当期の留保金額から、次の⑴から⑶までの金額のうち、最も多い金額を控除した金額をいいます。

なお、特定同族会社で当期の留保所得金額（別表四の留保欄の合計金額）が 2,000 万円を超える場合には、別表三(一)、三(一)付表により、課税留保金額が生じるかを検討する必要があります。(法法 67①⑤)

⑴	所得基準額	所得等の金額×40%相当額
⑵	定額基準額	年 2,000 万円×事業年度の月数／12
⑶	積立金基準額	（期末資本金の額又は出資金の額×25%）　－　期末利益積立金額

様式ＩＤ　NTA0H0A201010050

同族会社等の判定に関する明細書

事業年度　・　・

別表二　令八・四・一以後終了

上位１株主ｸﾞﾙｰﾌﾟ等で判定します。

自己株式がある場合は内書に記載します(注１)。

上位３株主ｸﾞﾙｰﾌﾟ等で判定します。

行使不可能議決権がある場合は、その議決権の数を内書に記載します(注２)。

資本金の額等が１億円以下の場合には「11」～「17」欄を記載する必要はありません(注３)。

同族会社の判定

1	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	内 G01		
		G02		
2	(19)と(21)の上位３順位の株式数又は出資の金額	G03		
3	株式数等による判定 (2)/(1)	C		
4	期末現在の議決権の総数			
		G05		
5	(20)議 の数	G06		
6	議決 定 (5)/(4)	C		%
	期末現在の社員			
	社員の３人以下及びこれ関係者の合計人数のうち			
9	社員の数による判定 (8)/(7)	C03		%
10	同族会社の判定割合 ((3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	C04		

特定同族会社の判定

11	(21)の上位１順位の株式数又は出資の金額	G10		
12	株式数等による判定 (11)/(1)	C05		%
13	(22)の上位１順位の議決権の数	G11		
14	議決権の数による判定 (13)/(4)	C06		
15	(21)の社員１人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	G95		
16	社員の数による判定 (15)/(7)	C07		
17	特定同族会社の判定割合 ((12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合)	C11		
18	判定結果 １：特定同族会社 ２：同族会社 ３：非同族会社	G07		

判定基準となる株主の株式数等の明細

順位 株式数等	順位 議決権数	判定基準となる株主（社員）及び同族 住所又は所在地	氏名	判定基準となる株主等との続柄※	株式数又は出資の金額等 被支配会社でない法人株主等 株式数又は出資の金額 19	被支配会社でない法人株主等 議決権の数 20	その他の株主等 株式数又は出資の金額 21	その他の株主等 議決権の数 22
G12	G24	E09			G71		外 G108	
							G83	
G13	G25	E10			G72		外 G109	
							G84	
G14	G26	E11			G73		外 G110	
							G85	
G15	G27	E12			G74		外 G111	
							G86	
G16	G							G112
G17	G							G113
G18	G							G114
G19	G							G115
G20	G							G116
G21	G							G117
G22	G							G118
G23	G							G119

※「判定基準となる株主等との続柄」については、以下の中から選択し、数字を記載してください。
本人：０１、配偶者：０２、父：０３、母：０４、義父：０５、義母０６、長男：０７、次男：０８、三男：０９、長女：１０、次女：１１、三女：１２、子：１３、孫：１４、祖父：１５、祖母：１６、兄弟：１７、姉妹：１８、その他：９０

「17」欄　50%超 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 特定同族会社
「10」欄　50%超かつ「17」欄　50%以下 ・・・・・ 同族会社
「10」欄　50%以下 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 非同族会社

この「18」欄と、別表一の「同非区分」欄に、該当する番号を正しく記載していますか。

（注）１　「１」欄の内書には、自己の株式の数又は出資の金額を記載し、「３」、「12」の各欄の記載に当たっては、その内書した数又は金額を分母の数又は金額から控除して計算します。

２　「４」欄の内書には、行使不可能議決権（議決権の行使ができない株主が有する議決権）の数を記載します。
この場合、次の各欄はそれぞれ次により記載します。
①　「６」、「14」の各欄は、その内書した数を分母の数から控除して計算します。
②　「20」、「22」の各欄は、その内書した数を控除して記載します。

３　ただし、１ページの(注)１のロからホに該当する法人の場合は「11」～「17」の各欄の記載が必要です。

4 所得の金額、利益積立金額及び資本金等の額の計算(別表四、別表五(一))

1　自己株式を取得した場合、みなし配当の検討をしていますか。

法人が自己株式を取得した場合、「みなし配当」が生じることがあります。これは、当該法人が自己株式の取得により交付した金銭等の額が、当該法人のその取得直前の資本金等の額のうちその交付の基因となった当該法人の株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、配当の支払とみなされるためです。このみなし配当が生じる場合には、利益積立金額を減少させる必要があるため、別表四においてみなし配当の額を「社外流出」として加算し、同額を「留保」として減算するとともに、別表五(一)の利益積立金額の計算における「当期の増減」欄において同額を減算します。

また、「みなし配当」については、一定の場合を除き、配当金の支払として 20.42%の源泉徴収を行う必要があります。(法法 24①④、法令 23①六)

$$\text{みなし配当} = \text{自己株式の取得に係る対価の額} - \text{取得直前の資本金等の額} \times \frac{\text{自己株式数}}{\text{取得直前の発行済株式数}}$$

2　損金の額に算入されない役員給与を加算していますか。

役員に対して支給する給与のうち、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③業績連動給与のいずれにも該当しない給与は損金の額に算入されないため、所得の金額に加算する必要があります。(法法 34①)

したがって、「役員給与等の内訳書」(52 ページ参照)の「その他」欄に記載がある場合には、その金額を別表四(「役員給与の損金不算入額」の「７」欄)で加算します。

3　売買目的外有価証券の評価損益を加算・減算していますか。

売買目的外有価証券は、更生計画認可の決定があったことによる評価換えや発行法人の資産状態の悪化による著しい価額の低下など一定の事実が生じた場合による評価損を除き、評価損益は損金の額又は益金の額に算入されません。(法法 25、33)

売買目的外有価証券とは、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券に該当する有価証券(注１、２)をいいます。

(注) 1　「満期保有目的等有価証券」とは、償還期限の定めのある有価証券（売買目的有価証券を除きます。）のうち、その償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券又は企業支配株式等をいいます。(法令 119 の２②)

2　「その他有価証券」とは、売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。(法令 119 の２②)

なお、法人が事業年度終了の時に有する有価証券の期末評価額は、次の有価証券の区分に応じた方法により評価を行います。(法法 61 の３①、法令 119 の 14)

区分		期末評価
売買目的有価証券		時価法
売買目的外有価証券	満期保有目的等有価証券	原価法（償還有価証券（注）については償却原価法）
	その他有価証券	

(注)　償還有価証券とは、償還期限及び償還金額の定めのある一定の売買目的外有価証券をいいます。

様式ＩＤ　NTA0H0A410010250

所得の金額の計算に関する明細書

別表四　令八・

事業年度　・　・　・　・　法人名

御注意　「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

区分		総額 ① (円)	処分 (円) 留保 ②	処分 (円) 社外流出 ③
当期利益又は当期欠損の額	1	G01	G53	配当 G105 ○○○
				その他 G106
加算 損金経理をした法人税、地方法人税及び防衛特別法人税（附帯税を除く。）	2	G02		
加算 損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	G03		
加算 損金経理をした納税充当金	4	G04		
加算 損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	5	G05		
加算 減価償却の償却超過額	6	G06	G58	
加算 役員給与の損金不算入額	7	G07		
加算 交際費等の損金不算入額	8	G08		
加算 通算法人に係る加算額（別表四付表「5」）	9	G09	G61	
加算 E01	10	G10		G116
加算 小計	11	G11		外※ G117
				G118
減算 減価償却超過額の当期認容額	12	G12		
減算 納税充当金から支出した事業税等の金額	13	G13	G65	
減算 受取配当等の益金不算入額（別表八（一）「5」）	14	G14		※ G121
減算 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八（二）「26」）	15	G15		※ G122
減算 受贈益の益金不算入額	16	G16		※ G123
減算 適格現物分配に係る益金不算入額	17	G17		※ G124
減算 法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18	G18	G70	
減算 所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19	G19		※ G126
減算 通算法人に係る減算額（別表四付表「10」）	20	G20	G72	※ G127
減算 E02	21	G21	G73	G128
減算 小計	22	G22	G74	外※ G129
				G130
仮計 (1)＋(11)－(22)	23	G23	G75	外※ G131
対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七（二の二）「29」又は「34」）	24	G24		
超過利子額の損金算入額（別表十七（二の三）「10」）	25	G25 △		
仮計 ((23)から(25)までの計)	26	G26		
寄附金の損金不算入額（別表十四（二）「26」又は「42」）	27	G27		
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額（別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」）	28	G28		※ G138
法人税額から控除される所得税額（別表六(一)「6の③」）	29	G29		その他 G139
税額控除の対象となる外国法人税の額（別表六(二の二)「7」）	30	G30		その他 G140
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額（別表六(五の二)「5の②」）＋（別表十七(三の六)「1」）	31	G31		その他 G141
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九(二)「10」）	32	G32	G84	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表十(四)「20」、「21」又は「23」）	33	G33		※ G143
合計 (26)＋(27)±(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)	34	G34	G86	外※ G144
				G145
契約者配当の益金算入額（別表九(一)「13」）	35	G35		
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額（別表十(九)「13」、別表十(十)「11」又は別表十(十一)「16」若しくは「33」）	36	G36 △		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37	G37		
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38	G38		
差引計 ((34)から(38)までの計)	39	G39		
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額（別表七(三)「9」又は「21」）	40	G40 △		
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額（別表七の二「5」又は「11」）	41	G41		※ G153
当初配賦欠損金控除額の益金算入額（別表七(二)付表一「23の計」）	42	G42		※ G154
差引計 (39)＋(40)±(41)＋(42)	43	G43	G95	外※ G155
				G156
欠損金等の当期控除額（別表七(一)「4の計」）＋（別表七(四)「10」）	44	G44 △		※ G157 △
総計 (43)＋(44)	45	G45	G9	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(三)「47」）	46	G46 △		
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二（十三）「9」＋「42の計」）	47	G47 △	G9	
関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額（別表十二(十)「15」又は別表十二(十一)「10」）	48	G49 △	G1	
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(七)「23」－「11」）	49	G50	G1	
特許権等の譲渡等による所得の特別控除額（別表十(五)「12」）	50	G168 △		※ G169 △
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	G51 △	G103 △	
所得金額又は欠損金額	52	G52	G104	外※ G166
				G167

損益計算書の当期純利益（損失）の額と一致していますか。

株主資本等変動計算書の剰余金の配当の額＋みなし配当の金額（13 ページの❷の金額）を記載します。
別表一等への記載漏れはありませんか。

「役員給与等の内訳書」の「その他」欄を加算します。

所得税額等の控除を受ける場合にはその所得税額等を加算する必要があります。
別表一等への記載漏れはありませんか。

「28」欄、「33」欄、「35」欄、「36」欄、「42」欄、「46」欄～「50」欄に係る規定の適用がある場合は、記入欄がありませんので、別表四（簡易様式）が使用できません。

特定同族会社に該当し、年 2,000 万円を超える場合には、別表三（一）で留保金課税の検討をします。

別表五(一)　令八・四・一以後終了事業年度分

様式ＩＤ	NTA0H0A511010160

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

Ⅰ　利益積立金額の計算に関する明細書

区分			期首現在利益積立金額 (円) ①	当期の増減 (円) 減 ②	当期の増減 (円) 増 ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③ (円) ④
利益準備金	1	G01		G37	G92	G133
E01	積立金 2	G02		G38	G93	G134
E02	自己株式 3	G03		外 G39 G40 ❷ ○○○	G94	G135 ❷ △ ○○○
E03	○○○引当金 4	G04		外 G41 G42	G95	G136 ●●●
E04	繰延税金資産（負債）					G137 （△）■■■
E05						G138
E06	7	G07		外 G47 G48	G98	G139
E07	8	G08		外 G49		G140
E08	9	G09				G141
E09	10	G10				G142
E10	11	G11		外 G55 G56	G102	G143
E	12	G12		外 G57 G58	G103	G144
E12	13	G13		外 G59 G60	G104	G145
E13	14	G14		外 G61 G62	G105	G146
E14	15	G15		外 G63 G64	G106	G147
E1				外 G65 G66	G107	G148
E1				外 G67 G68	G108	G149
E1				外 G69 G70	G109	G150
E1				外 G71 G72	G110	G151
E19		20	G20	外 G73 G74	G111	G152
E20	21	G21		外 G75 G76		
未収還付法人税等	22	G22		G77		
未収還付道府県民税	23	G23		G78		
未収還付市町村民税	24	G24		G79	G115	
繰越損益金（損は赤）	25	G25		G80	内 G117	G158
納税充当金	26	G26		G81	G118	G159
未納法人税等（各事業年度の所得に対するものに限る。）	未納法人税、未納地方法人税及び未納防衛特別法人税（附帯税を除く。） 27	G27 △		G82 △	中間 G119 △ 確定 G120 △	G160 △
	未払通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。） 28				中間 G121 △ 確定 G122 △	G161
	未納道府県民税（均等割を含む。） 29				中間 G123 △ 確定 G124 △	G162 △
	未納市町村民税（均等割を含む。） 30	G30 △		G85 △	中間 G125 △ 確定 G126 △	G163 △
差引合計額	31	G31		G86	G127	G164

Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書

区分			期首現在資本金等の額 (円) ①	当期の増減 (円) 減 ②	当期の増減 (円) 増 ③	差引翌期首現在資本金等の額 ①－②＋③ (円) ④
資本金又は出資金	32	G32		G87	G128	G165
資本準備金	33	G33		G88	G129	G166
E21	自己株式 34	G34		G89	G130 ❶ △○○○円	G167 ❶ △○○○円
E22	35	G35		G90	G131	G168
差引合計額	36	G36		G91	G132	G169

御注意

この表は、通常の場合には次の算式により検算がされます。

期首現在利益積立金額合計「31」① ＋ 別表四留保所得金額又は欠損金額「52」 － 中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額 ＋ 中間分・確定分の通算税効果額の合計額 ＝ 差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④

任意引当金（損金の額に算入されない引当金）の場合、B/S と一致していますか。

B/S と一致していますか。
繰延税金資産の場合：マイナス表示
繰延税金負債の場合：プラス表示

B/S の自己株式の金額と❶＋❷が一致していますか。

この検算式のとおりとなっていますか。
【検算式】
別表四の 52②欄＋別表５(一)の 31②欄＋27,29 及び 30 の③欄の合計額＝31④欄

株主資本等変動計算書の「繰越利益剰余金の当期末残高」と一致していますか。

原則として、前事業年度の別表五(一)の「④」欄の合計金額と一致していますか。

5 所得税額の控除（別表六(一)）

様式ＩＤ	NTA0H0B016010060

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	・・ ・・	法人名	

別表六(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

区分		収入金額① (円)	①について課される所得税額② (円)	②のうち控除を受ける所得税額③ (円)
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	1	G01	G07	G13
剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の配当及び金銭の分配（みなし配当等を	2	G02	G08	G14
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等信託を除く。）を除く。）の収益	3			G15
割引債の償還差益	4	G04	G10	G16
その他	5	G05	G11	G17
計	6	G06		(内) G18 / G19

復興特別所得税額を含めて記載します（復興特別所得税は、所得税と併せて控除が可能です。）。

別表四「29」欄で加算します。

剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合

銘柄	収入金額 (円)	所得税額 (円)	配当等の計算期間 (月)	(9)のうち元本所有期間 (月)	所有期間割合 (10)/(9)（小数点以下3位未満切上げ）	控除を受ける所得税額 (8)×(11)
	7	8	9	10	11	12 (円)

所有期間であん分計算をします。

銘柄別簡便法による場合

銘柄	収入金額 (円)	所得税額 (円)	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	(15)−(16)/2又は12（マイナスの場合は0）	所有元本割合 (16)+(17)/(15)（小数点以下3位未満切上げ）（1を超える場合は1）	控除を受ける所得税額 (14)×(18)
	13 (円)	14 (円)	15	16	17	18	19 (円)

その他に係る控除を受ける所得金額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額 (円)	控除を受ける所得税額 (円)	参考
		・ ・	20	21	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
計					

6 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（別表六(十五)、別表十六(一)、(二)、特別償却の付表）

1　制度の概要（この制度は「中小企業投資促進税制」と呼ばれています。）

中小企業者(注１)（適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等若しくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するもの（「中小企業者等」といいます。）が、指定期間内に、特定機械装置等の取得（その製作後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）をし、又は製作して、これを国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（「供用年度」といいます。）において、特別償却（取得価額（内航海運業の用に供される船舶は取得価額の 75%、以下「基準取得価額」といいます。）の 30%）又は法人税額の特別控除(基準取得価額の７%相当額で法人税額の 20%が限度。特定中小企業者等(注)２に限られます。）　の選択適用ができます。（措法 42 の６、措令 27 の６⑧）

(注) 1　中小企業者とは、資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人で次の①又は②に掲げる法人以外の法人又は資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいいます。（措法 42 の４⑲七、措令 27 の４⑰）

① その発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

② その発行済株式又は出資の総数又は総額の３分の２以上が２以上の大規模法人の所有に属している法人

※1　下線の大規模法人とは、中小企業投資育成株式会社を除き、次のいずれかに該当する法人をいいます。

○ 資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人

○ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人

○ 大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人等）による完全支配関係がある等の一定の法人

※2　①及び②の「２分の１以上」と「３分の２以上」は、自己株式等を除いて判定します。

2　特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が 3,000 万円以下の法人及び農業協同組合等及び商店街振興組合をいいます。（措法 42 の６②、措令 27 の６⑨）

2　適用対象法人ですか。

本制度の適用対象法人は、中小企業者等に該当する法人ですが、本制度のうち、法人税額の特別控除の適用対象法人は、特定中小企業者等に限られます。

なお、本制度の対象となる中小企業者等の範囲から、特定事業者等（20 ページの２参照）に該当するもののうち、特定認定に係る特定経営力向上計画に一定の減価償却資産が記載されたものが除かれます。（21 ページの４(注) ３参照）

また、適用除外事業者（26 ページのトピックス参照）に該当する法人は、適用対象法人から除かれます。

3　指定期間内に取得等した資産ですか。

指定期間とは、平成 10 年６月１日から令和９年３月 31 日までの期間をいいます。

4　適用対象資産（特定機械装置等）を指定事業の用に供していますか。

本制度の適用対象資産とは、次の⑴の特定機械装置等で、⑵の指定事業の用に供しているものをいいます。

⑴　適用対象資産（特定機械装置等）（措法 42 の６①、措令 27 の６、措規 20 の３）

	設備	取得価額要件等	
①	機械及び装置（※１）	一台又は一基 160 万円以上	
②	工具	イ	一台又は一基 120 万円以上
		ロ	一台又は一基 40 万円（※４）以上かつ合計額 120 万円以上
③	ソフトウエア(※２)	イ	一台のソフトウエア 70 万円以上
		ロ	複数台のソフトウエアの合計金額 70 万円以上
④	車両及び運搬具	車両総重量 3.5 トン以上の貨物運送用の普通自動車（取得価額要件なし）	
⑤	内航船舶（※３）	内航海運業の用に供される船舶（取得価額要件なし）	

※１　令和５年４月１日以後に取得又は製作する機械及び装置について次の⑴及び⑵に該当する場合は、対象資産から除かれます。（措法 42 の６①一、措令 27 の６②、措規 20 の３①②）

⑴　その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの

⑵　コインランドリー業※（主要な事業であるものを除く。）に使用される資産

※　洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除きます。）を設け、これを公衆に利用させる事業

２　①複写して販売するための原本、②開発研究用のもの、③サーバー用オペレーティングシステム、④サーバー用仮想化ソフトウエア、⑤データベース管理ソフトウエア、⑥連携ソフトウエア及び⑦不正アクセス防御ソフトウエアは対象外（③～⑦については、ISO/IEC15408 の評価・認証等のないもの）。（措令 27 の６③、措規 20 の３⑤）

少額減価償却資産の特例及び一括償却資産の特例の適用を受けるものは除かれます。（措令 27 の６⑤三）

３　令和５年４月１日以後に取得する内航船舶のうち総トン数が 500 トン以上の船舶にあっては、確定申告書等に次の事項を国土交通省に届け出た旨を証する書類の写しの添付があるものに限ります。（措令 27 の６④、措規 20 の３⑦）

⑴　その船舶に用いられた指定装置等（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置）の内容

⑵　指定装置等のうちその船舶に用いられていないものがある場合にはその理由及びその指定装置等に代わり用いられた装置、機器及びその構造の内容

４　令和８年３月 31 日以前に取得等した工具については、一台又は一基 30 万円以上が取得価額要件とされています。（令和８年度改正措令附則 14①②）

⑵　指定事業（国内における次の事業）（措法 42 の６①、措令 27 の６⑦、措規 20 の３⑧）

⑴　製造業
⑵　建設業
⑶　農業
⑷　林業
⑸　漁業
⑹　水産養殖業
⑺　鉱業
⑻　卸売業
⑼　道路貨物運送業
⑽　倉庫業
⑾　港湾運送業
⑿　ガス業
⒀　小売業
⒁　料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。）
⒂　一般旅客自動車運送業
⒃　海洋運輸業及び沿海運輸業
⒄　内航船舶貸渡業
⒅　旅行業
⒆　こん包業
⒇　郵便業
(21)　通信業
(22)　損害保険代理業
(23)　不動産業
(24)　サービス業（娯楽業〔映画業を除きます。〕を除きます。）

なお、⒀小売業から(24)サービス業までの事業については、性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

５　適用対象資産について、他の特別償却等又は圧縮記帳と重複適用していませんか。

この特別償却は、他の特別償却等の適用を受けた資産について、重複して適用することはできません。したがって、取得等をした特定機械装置等が複数の特別償却等の適用対象資産に該当するような場合、この特別償却等を適用するか、他の特別償却等を適用するかの選択が必要です。(措法 53①)

なお、特定資産の買換えの場合の課税の特例等、租税特別措置法上の圧縮記帳の適用を受けた資産についても、この特別償却は適用できません。(措法 53①、措法 61 の３④ほか)

ただし、法人税法の規定による圧縮記帳（国庫補助金等による圧縮記帳、工事負担金による圧縮記帳、非出資組合の賦課金による圧縮記帳及び保険金等による圧縮記帳）を行った場合は、この特別償却の適用を受けることができます。

また、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、特別償却を適用できません（法人税額の特別控除は適用できます。)。(措法 42 の６⑤)

様式ＩＤ　NTAOHOB211010190

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六十五　令八・四・一以後終了事業年度分

事業年度	・・ ・・	法人名	

事業種目	1	E02		E07		E12		E17		E22										
資産区分 種類	2	E03		E08		E13		E18		E23										
資産区分 設備の種類又は区分	3	E04		E09		E14		E19		E24										
資産区分 細目	4	E05		E10		E15		E20		E25										
資産区分 取得年月日	5	N01	元号 年 月 日	N03	元号 年 月 日	N05	元号 年 月 日	N07	元号 年 月 日	N09	元号 年 月 日									
資産区分 指定事業の用に供した年月日	6	N02	元号 年 月 日	N04	元号 年 月 日	N06	元号 年 月 日	N08	元号 年 月 日	N10	元号 年 月 日									
取得価額 取得価額又は製作価額(円)	7	G01		G04		G07		G10		G13										
取得価額 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8	G02		G05		G08		G11		G14										
取得価額 差引改定取得価額 ((7)－(8))又は(((7)－(8))×75/100)	9	G03		G06		G09		G12		G15										

法人税額の特別控除額の計算

当期分 取得価額の合計((9)の合計)	10	G16		前期繰越 差引当期税額基準額残額 (13)－(14)－(別表六(二十三)「18」)	17	G23	
当期分 税額控除限度額 (10)×7/100	11			前期繰越 繰越税額控除限度超過額 (23の計)	18	G24	
当期分 調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	12	G18		前期繰越 同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19	G25	
当期分 当期税額基準額 (12)×20/100	13	G19		前期繰越 調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑤」)	20	G26	
当期分 当期税額控除可能額 ((11)と(13)のうち少ない金額)	14	G20		前期繰越分 当期繰越税額控除額 (19)－(20)	21	G27	
当期分 調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑥」)	15	G21		法人税額の特別 (16)＋(21)			
当期分 当期税額控除額 (14)－(15)	16	G22					

翌期繰越税額控除限度超過

事業年度					前期繰越額又は当期税額控除限度額 23 (円)	当期控除可能 24 (円)	越額 (24) 25 (円)
自	N11	元号 年 月 日			G29	G33	
至	N12						
自	N13				G30	G34	外 G37
至	N14						G38
計					G31	(19) G35	
当期分					(11) G32	(14) G36	
合計							G42

機械装置等の概要

指定事業ですか。

適用対象資産ですか。

指定期間内に取得又は製作し、指定事業の用に供していますか。

取得価額要件を満たしていますか。

内航海運業の用に供される船舶は、100分の75としていますか。

当事業年度開始の日前１年以内に開始した事業年度で生じたものですか。

特定機械装置等に該当することの詳細を記載していますか。

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表

事業年度		

該当する号を正しく記載していますか。
1号　機械及び装置
2号　工具
3号　ソフトウエア
4号　車両及び運搬具
5号　内航船舶

(特別償却又は割増償却の名称) 該当条項	1	(　　) (　　)措置法・震災特例法 (　)条(の　　)第(　)項(　)号(　)	(　　) (　　)措置法・震災特例法 (　)条(の　　)第(　)項(　)号(　)
事業の種類	2		
(機械・装置の耐用年数表等の番号) 資産の種類	3	(　　)	(　　)
構造、用途、設備の種類又は区分	4		
細目	5		
取得等年月日	6	・　・	
事業の用に供した年月日又は支出年月日	7	・　・	・　・
取得価額又は支出金額	8	円	円
対象となる取得価額又は支出金額	9	円	円
普通償却限度額	10	円	円
特別償却率又は割増償却率	11	100	
特別償却限度額又は割増償却限度額 (9)－(10)、(9)×(11)又は(10)×(11)	12	円	円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等　資産の取得価額等の合計額	14	円	円
適用要件等　区域の名称等	15		
適用要件等　認定等年月日	16	・　・　(　　)	・　・　(　　)
		・　・　(　　)	・　・　(　　)
		・　・　(　　)	・　・　(　　)
適用要件等　その他参考となる事項	17		

該当する号を正しく記載していますか。
指定事業ですか。
適用対象資産ですか。
指定期間内に取得又は製作し、指定事業の用に供していますか。
取得価額要件を満たしていますか。
内航海運業の用に供される船舶は、100分の75としていますか。

中小企業者の判定

資本金の額又は出資金の額	18	円	
常時使用する従業員の数	19	人	
発行済株式又は出資の総数又は総額	20		
(20)のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額	21		
差引(20)－(21)	22		
大規模法人の株式数等の保有割合　第1順位の株式数又は出資金の額(27)	23		
大規模法人の株式数等の保有割合　保有割合(23)/(22)	24	%	
大規模法人の保有する株式数等の計(34)	25		
大規模法人の株式数等の保有割合　保有割合(25)/(22)	26	%	

大規模法人の保有する株式数等	順位	大規模法人		株式数又は出資金の額
	1		27	
			28	
			29	
			30	
			31	
			32	
			33	
	(27)＋(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)＋(33)		34	

50％未満となっていますか。
2/3（66.666・・・％）未満となっていますか。

7 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（別表六(二十三)、別表十六(一)、(二)、特別償却の付表）

1　制度の概要（この制度は「中小企業経営強化税制」と呼ばれています。）

中小企業者等が、指定期間内に、特定経営力向上設備等の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）をし、又は製作若しくは建設をして、その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（「供用年度」といいます。）において、特別償却又は法人税額の特別控除の選択適用ができます。（措法 42 の 12 の４）

2　適用対象法人ですか。

本制度の適用対象法人となる中小企業者等とは、中小企業者(15 ページの１(注) １参照)又は農業協同組合等若しくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法第 17 条第１項の認定（経営力向上計画の認定）を受けた同法第２条第６項に規定する特定事業者等に該当するものです。なお、適用除外事業者（26 ページのトピックス参照）に該当するものは、適用対象となる法人から除かれます。

3　指定期間内に取得等した資産ですか。

指定期間とは、平成 29 年４月１日から令和９年３月 31 日までの期間をいいます。

4　適用対象資産（特定経営力向上設備等）を指定事業の用に供していますか。

本制度の適用対象資産である特定経営力向上設備等とは、生産等設備を構成する次の減価償却資産で、経営力向上計画に記載されたもののうち取得価額要件を満たすものをいいます。（措法 42 の 12 の４①、措令 27 の 12 の４①②）

また、指定事業は、16 ページの中小企業投資促進税制の指定事業と同じです。

類型（※１）	要　　件	対象設備
〈A類型〉 生産性向上設備	・生産性が旧モデル比平均１％以上向上	機械装置 工具 器具備品 建物附属設備 ソフトウエア（※２）
〈B類型〉 収益力強化設備	・投資利益率が年平均７％以上 （令和７年改正で５％から７％に引き上げ）	
〈D類型〉 経営資源集約化設備	・修正ＲＯＡ又は有形固定資産回転率が一定割合以上	
〈E類型〉（※１） 経営規模拡大設備	・投資利益率が年平均７％以上 ・売上高 100 億円超を目指すロードマップの作成 ・売上高成長率年平均 10%以上を目指す ・前年度売上高 10 億円超 90 億円未満 ・最低投資額１億円又は前年度売上高５％以上 ・賃上げ率 2.5%又は 5.0%以上　　等	機械装置 工具 器具備品 建物及びその附属設備 ソフトウエア（※２）

※１　Ｃ類型は、令和７年４月１日をもって廃止となりました。
　　Ｅ類型は、令和７年６月２日から運用が開始されました。

２　電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連するシステム仕様書その他の書類を含み、次に掲げるものを除きます。）をいいます。（措令 27 の 12 の４①、措令 27 の６②）

イ	複写して販売するための原本
ロ	開発研究用のもの
ハ	国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証をされたものでないサーバー用オペレーティングシステム、サーバー用仮想化ソフトウエア、データベース管理ソフトウエア、連携ソフトウエア及び不正アクセス防御ソフトウエア（措規 20 の３⑤）

《取得価額要件》

減価償却資産の区分	Ａ・Ｂ・Ｄ類型	Ｅ類型
機械及び装置	一台又は一基の取得価額が 160 万円以上のもの	
工具、器具及び備品	一台又は一基の取得価額が 40 万円以上のもの（注４）	
建物附属設備	一の取得価額が 60 万円以上のもの	
建物及びその附属設備		一の取得価額の合計額が 1,000 万円以上のもの
ソフトウエア	一の取得価額が 70 万円以上のもの	

（注）１　取得価額要件を満たしていたとしても、コインランドリー業（主要な事業であるものを除きます。）の用に供する設備等で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの及び暗号資産マイニング業の用に供する設備等は除かれます。（中小企業等経営強化法施行規則 16②）

２　設備の取得価額の合計額のうち、Ｅ類型の対象となる金額は 60 億円が限度となります。（措法 42 の 12 の４①二イ）

３　Ｅ類型に係る経済産業大臣の確認を受けた中小企業者等は、その確認を受けた投資計画の期間中において、中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用は受けることができないこととされています。（措法 42 の６①、67 の５①））

４　令和８年３月 31 日以前に取得等した工具、器具及び備品は、一台又は一基 30 万円以上が取得価格要件とされています。（令和８年度改正措令附則 16）

経営力向上計画の認定手続や経営力向上設備等の範囲など中小企業等経営強化法に関する内容については、中小企業庁ホームページをご参照ください。

５　特別償却額又は法人税額の特別控除額に誤りはないですか。

⑴ 建物及びその附属設備（Ｅ類型）以外の特定経営力向上設備等

即時償却又は法人税額の特別控除（資本金の額又は出資金の額が 3,000 万円以下の法人、農業協同組合等及び商店街振興組合は取得価額の 10%、それ以外の法人にあっては取得価額の７%相当額で、それぞれ法人税額の 20%(注)が限度）の選択適用ができます。

⑵ 建物及びその附属設備（Ｅ類型）

次のとおり、特別償却と法人税額の特別控除の選択適用ができます。

区分	賃上げ率 2.5%以上	賃上げ率５%以上	備　考
特別償却	15%	25%	
税額控除	１%	２%	法人税額の 20%（注）が限度

（注）　税額控除限度額は、法人税額の 20%相当額から中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度により控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額です。

６　経営力向上計画の認定申請書（写）及び認定書（写）等を添付していますか。

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に、次の書類を添付する必要があります（措法42の12の４⑥⑦）。

区分	書　　類
特別償却	・減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 ・特別償却等の償却限度額の計算に関する付表
税額控除	・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

さらに、各類型に応じて、次の書類を添付しなければなりません（措法42の12の４⑩、措令27の12の４④、措規20の９⑤）。

類型	書　　類
A類型	①　工業会等の証明書（写）（注） ②　経営力向上計画の認定申請書（写）及び認定書（写）
B・D類型	①　経済産業局の確認書（写）及び確認申請書（写）（注） ②　経営力向上計画の認定申請書（写）及び認定書（写）
E類型	①　経済産業局の確認書（写）及び確認申請書（写）（注） ②　経営力向上計画の認定申請書（写）及び認定書（写） ③　給与増加割合に関する報告書（写）

（注）　工業会等の証明書（写）（A類型）又は経済産業局の確認書（写）及び確認申請書（写）（B・D・E類型）は、経営力向上計画の認定申請書（写）に含まれる書類ですので、添付する必要があります（中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」参照）。

様式ＩＤ NTA0H0B647010110

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度 ・・ ・・ 法人名

措置法第42条の12の4第2項各号の該当号（経営力向上設備等の該当区分）	1	該当号 第1号：1 第2号：2 G01 第 E01 項 第 E02 号	該当号 第1号：1 第2号：2 G05 第 E07 項 第 E08 号	該当号 第1号：1 第2号：2 G09 第 E14 項 第 E13 号	該当号 第1号：1 第2号：2 G13 第 E19 項 第 E20 号	該当号 第1号：1 第2号：2 G17 第 E25 項 第 E26 号
事業種目	2	E03	E09	E15	E21	E27
資産区分 種類	3	E04	E10	E16	E22	E28
資産区分 構造、設備の種類又は区分	4	E05	E11	E17	E23	E29
資産区分 細目	5	E06	E12	E18	E24	E30
資産区分 取得年月日	6	N01 元号 年 月 日	N03 元号 年 月 日	N05 元号 年 月 日	N07 元号 年 月 日	N09 元号 年 月 日
資産区分 指定事業の用に供した年月日	7	N02 元号 年 月 日	N04 元号 年 月 日	N06 元号 年 月 日	N08 元号 年 月 日	N10 元号 年 月 日
取得価額 取得価額又は製作価額 (円)	8	G02	G06	G14	G18	
取得価額 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 (円)	9	G03	G07	G11	G15	G19
取得価額 差引改定取得価額 (8)－(9)	10	G04	G08	G12	G16	G20

指定事業ですか。

生産等設備を構成するもので、経営力向上計画に記載された資産ですか。
また、経営力向上計画の認定申請書（写）及び認定書（写）等を添付していますか。

指定期間内に取得又は製作し、事業の用に供していますか。

取得価額要件を満たしていますか。

法人税額の特別控除額の計算 (円)

当期分	取得価額の合計額 ((10)の合計)	11	G21	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (17)－(18)－(別表六(十五)「19」)	21 G32
当期分	同上のうち建物及びその附属設備に係る額	12	G22	前期繰越分	繰越税額控除限度超過額 (27の計)	22 G33
当期分	(11)のうち建物及びその附属設備以外の資産に係る額 (11)-(12)	13	G24	前期繰越分	同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((21)と(22)のうち少ない金額)	23 G34
当期分	同上のうち特定中小企業者等に係る額			前期繰越分	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑯」)	24 G35
当期分	税額控除限度 (12)×100/100＋((13)-(14))×7/100＋(14)×10/10			前期繰越分	当期繰越税額控除額 (23)－(24)	25 G36
当期分	調整前法人税 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」					
当期分	当期税額基準額 (16)×20/100－(別表六(十五)「14」)	17	G28		法人税額の特別控除額 (20)＋(25)	26 G29
当期分	当期税額控除可能額 ((15)と(17)のうち少ない金額)	18	G30			
当期分	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑰」)	19	G31			
当期分	当期税額控除額 (18)－(19)	20	G23			

「中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除」がある場合には、これらの金額を控除した残額を限度としていますか。

当事業年度開始の日前１年以内に開始した事業年度で生じたものですか。

翌期繰越税額控除限度額の計算 (円)

事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額	翌期繰越額 (27)－(28)
		27	28	29
自	N11 元号 年 月 日	G37	G41	
至	N12			
自	N13	G38	G42	外 G45
至	N14			G46
計		G39	(23) G43	
当期分		(15) G40	(18) G44	G49
合計				G50

特定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載していますか。

機械設備等の概要

E31

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

(特別償却又は割増償却の名称) 該当条項	1	(　　) (　　)措置法・震災特例法 (　)条(の　　)第(　)項(　)号(　)	(　　) (　　)措置法・震災特例法 (　)条(の　　)第(　)項(　)号(　)
事業の種類	2		
(機械・装置の耐用年数表等の番号) 資産の種類	3	(　　)	(　　)
構造、用途、設備の種類又は区分	4		
細目	5		
取得等年月日	6	・ ・	
事業の用に供した年月日又は支出年月日	7	・ ・	
取得価額又は支出金額	8	円	円
対象となる取得価額又は支出金額	9	円	円
普通償却限度額	10	円	円
特別償却率又は割増償却率	11	100	100
特別償却限度額又は割増償却限度額 ((9)－(10))、((9)×(11))又は((10)×(11))	12	円	円
償却・準備金		償却・準備金	償却・準備金
適用要件等 資産の取得価額	14	円	円
適用要件等 区分の名称等	15		
適用要件等 認定等年月日	16	・ ・ (　　)	・ ・ (　　)
		・ ・ (　　)	・ ・ (　　)
		・ ・ (　　)	・ ・ (　　)
適用要件等 その他参考となる事項	17		

経営力向上計画の認定申請書(写)及び認定書(写)等を添付していますか。

認定を受けた年月日は適用事業年度以前ですか。

指定事業ですか。

対象となる設備等ですか。

指定期間内に取得又は製作し、事業の用に供していますか。

取得価額要件を満たしていますか。

中小企業者の判定

資本金の額又は出資金の額	18	円	大規模法人の株式	順位	大規模法人		株式数又は出資金の額	
常時使用する従業員の数	19	人	大規模法人の株式	1		27		
発行済株式又は出資の総数又は総額	20		大規模法人の株式			28		
(20)のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額	21		大規模法人の株式			29		
差引(20)－(21)	22		大規模法人の株式			30		
大規模法人の株式数等の保有割合 第1順位の株式数又は出資金の額 (27)	23		大規模法人の株式			31		
大規模法人の株式数等の保有割合 保有割合 (23)/(22)	24	%	大規模法人の株式			32		
大規模法人の株式数等の保有割合 大規模法人の保有する株式数等の計 (34)	25		大規模法人の株式			33		
大規模法人の株式数等の保有割合 保有割合 (25)/(22)	26	%	大規模法人の株式		計 (27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)	34		

50%未満となっていますか。

2/3(66.666…%)未満となっていますか。

8 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十四)）

1　給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（全法人向け賃上げ促進税制（※）、中堅企業向け賃上げ促進税制又は中小企業者等向け賃上げ促進税制）の適用要件を満たしていますか。

⑴　全法人向け賃上げ促進税制

※「全法人向け賃上げ促進税制」は、令和８年度税制改正で廃止されましたが、令和８年３月31日以前に開始した事業年度については、なお効力を有するものとされています。（令和８年度改正法附則50）

青色申告書を提出する法人が、令和４年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、税額控除限度額（27 ページの２⑴参照）を上限として法人税額の特別控除ができます。

(注) 1　本制度の適用に当たって、その事業年度終了の時において、その法人の資本金の額若しくは出資金の額が 10 億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合又はその法人の常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える場合には、その法人はマルチステークホルダー方針(注２)をインターネットを利用する方法にて公表し、確定申告書等に、経済産業大臣のその法人がマルチステークホルダー方針を公表していることについて届出があった旨を証する書類の写しを添付した場合に限りその適用を受けることができます。(旧措法 42 の 12 の５①、旧措令 27 の 12 の５①②)

2　給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適正な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する一定の事項をいいます。(旧措令 27 の 12 の５①)

《要件》

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geqq 3\%$$

⑵　中堅企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出する法人が、令和６年４月１日から令和９年３月 31 日までの間に開始する各事業年度（「⑴ 全法人向け賃上げ促進税制」の適用を受ける事業年度、設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、当該事業年度終了の時において特定法人(注１)に該当する場合において、次の要件を満たすとき(注２)は、税額控除限度額（27 ページの２⑵参照）を上限として法人税額の特別控除ができます。(措法 42 の 12 の５①)

(注) 1　特定法人とは、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の法人（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人（支配関係法人）の常時使用する従業員の数の合計数が 10,000 人を超えるものを除きます。）をいいます。(措法 42 の 12 の５④四)

2　上記１⑴(注) １の規定は、⑵の制度にも適用されます。(措法 42 の 12 の５①、措令 27 の 12 の５①②)

《要件》

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geqq 4\%\text{(注)}$$

（注） 令和８年３月 31 日以前に開始した事業年度については、３％以上とされています。

⑶ 中小企業者等向け賃上げ促進税制

中小企業者等(注)が、平成 30 年４月１日から令和９年３月 31 日までの間に開始する各事業年度（「⑴全法人向け賃上げ促進税制」の適用を受ける事業年度、設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、税額控除限度額（28 ページの２⑶参照）を上限として法人税額の特別控除ができます。（措法 42 の 12 の５②）

なお、適用除外事業者（26 ページのトピックス参照）に該当するものは、適用対象となる法人からは除かれます。

（注） 中小企業者等とは、中小企業者（15 ページの１(注)１参照）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人をいいます。

《要件》

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geqq 1.5\%$$

《中小企業者等向け賃上げ促進税制に係る繰越税額控除制度》

青色申告書を提出する法人の各事業年度（合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において当該法人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合において、当該法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除することができます。（措法 42 の 12 の５③）

（注） この制度の適用を受けるためには、「⑶中小企業者等向け賃上げ促進税制」の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の確定申告書への繰越税額控除限度超過額の明細書の添付並びに繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等への繰越税額控除制度の適用の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければなりません。

トピックス　適用除外事業者とは

その事業年度開始の日前３年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額（判定法人が設立後３年を経過していないことや、その事業年度開始の日前３年以内に終了した各事業年度において合併や分割等が行われたこと等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が 15 億円を超える法人をいいます。（措法 42 の４⑲八）

⇩

「適用除外事業者」に該当する場合は、26 ページ「中小企業者等向け賃上げ促進税制」の項目が適用されませんが、この「申告書を作成するためのチェックポイント」掲載の次の項目も適用されません。

「中小法人等の所得金額年 800 万円までの法人税率の特例」（１ページ）
「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」（15 ページ）
「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」（20 ページ）
「中小法人等の貸倒引当金の法定繰入率の特例」（39 ページ）
「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」（47 ページ）

2　税額控除限度額の計算は正しいですか。

⑴　全法人向け賃上げ促進税制

※「全法人向け賃上げ促進税制」は、令和８年度税制改正で廃止されましたが、令和８年３月31日以前に開始した事業年度については、なお効力を有するものとされています。（令和８年度改正法附則50）

税額控除限度額は、次の算式により計算します。

税額控除限度額 ＝　控除対象雇用者給与等支給増加額　× 10%　（注）

（注）　以下の**《上乗せ要件》**の①と②は併用できます。また、税額控除限度額が、その適用年度の調整前法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

	《上乗せ要件》（①のＡ～Ｃはいずれか１つのみ適用されます。）	上乗せ率
①	Ａ　$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額　－　継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$ ≧ ４％	５％
	Ｂ　$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額　－　継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$ ≧ ５％	10%
	Ｃ　$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額　－　継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$ ≧ ７％	15%
②	プラチナくるみん認定　又は　プラチナえるぼし認定（注）	５％

（注）　プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合とは、その事業年度終了の時において、次世代育成支援対策推進法第 15 条の３第１項に規定する特例認定一般事業主又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 13 条第１項に規定する特例認定一般事業主に該当する場合をいいます。（旧措法 42 の 12 の５①三）

⑵　中堅企業における賃上げ促進税制

税額控除限度額は、次の算式により計算します。

税額控除限度額 ＝　控除対象雇用者給与等支給増加額　× 10%　（注）

（注）　以下の**《上乗せ要件》**の①と②は併用できます。また、税額控除限度額が、その適用年度の調整前法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

	《上乗せ要件》（①のＡ・Ｂはいずれか１つのみ適用されます。）	上乗せ率
①	Ａ　$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額　－　継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$ ≧５％	５％
	Ｂ　$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額　－　継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$ ≧６％（４％）（注１）	15%
②	プラチナくるみん認定　又は　えるぼし認定（３段階目以上）（注２）	５％

（注）１　（　）内は、令和８年３月 31 日以前に開始する事業年度について適用されます。

２　えるぼし認定（３段階目）を受けている場合とは、その事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第９条の認定を受けた場合をいいます（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が特に良好とされる一定の場合に限り、その事業年度終了の日までにその認定が取り消された場合を除きます。）。（措法 42 の 12 の５①二、措規 20 の 10①）

⑶　中小企業者等における賃上げ促進税制

税額控除限度額は、次の算式により計算します。

税額控除限度額　＝　控除対象雇用者給与等支給増加額　×　15%（注）

（注）　以下の**《上乗せ要件》**の①と②は併用できます。また、税額控除限度額が、その適用年度の調整前法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

	《上乗せ要件》	上乗せ率
①	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geqq 2.5\%$	15%
②	くるみん認定　又は　えるぼし認定（２段階目以上）（注）	５%

（注）　くるみん認定を受けている場合とは、その事業年度において次世代育成支援対策推進法第 13 条の認定を受けた場合をいい（次世代育成支援対策の実施の状況が良好とされる一定の場合に限ります。）、えるぼし認定（２段階目以上）を受けている場合とは、その当該事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第９条の認定を受けた場合をいいます（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が良好とされる一定の場合に限り、その事業年度終了の日までにその認定が取り消された場合を除きます。）。（措法 42 の 12 の５②三、措規 20 の 10②）

《賃上げ促進税制の全体像》

<table>
<tr><td rowspan="2">継続雇用者給与等
支給増加割合
［雇用者給与等
支給増加割合］</td><td rowspan="2">税額控除割合</td><td colspan="2">教育訓練費に関する要件を満たす場合
（※令和８年４月１日開始事業年度以後廃止）</td><td>子育てとの両立支援・女性活躍支援に関する要件を満たす場合</td></tr>
<tr><td colspan="3">全法人向けの措置（旧措法 42 の 12 の５①）（令和８年４月１日開始事業年度以後廃止）（注３）</td></tr>
<tr><td>３%以上</td><td>10%</td><td rowspan="4">＋５%</td><td rowspan="4">＋５%</td></tr>
<tr><td>４%以上</td><td>15%</td></tr>
<tr><td>５%以上</td><td>20%</td></tr>
<tr><td>７%以上</td><td>25%</td></tr>
<tr><td colspan="5">中堅企業向けの措置（措法 42 の 12 の５①）</td></tr>
<tr><td>４(３)%以上(注２)</td><td>10%</td><td rowspan="3">＋５%(注３)</td><td rowspan="3">＋５%</td></tr>
<tr><td>５%以上</td><td>15%</td></tr>
<tr><td>６(４)%以上(注２)</td><td>25%</td></tr>
<tr><td colspan="5">［中小企業者等向けの措置（措法 42 の 12 の５②③）］</td></tr>
<tr><td>1.5%以上</td><td>15%</td><td rowspan="2">＋10%(注３)</td><td rowspan="2">＋５%</td></tr>
<tr><td>2.5%以上</td><td>30%</td></tr>
<tr><td colspan="4">＋
繰越税額控除限度超過額の５年間の繰越し</td></tr>
</table>

（注）１［　］内は、中小企業者等向けの措置の要件等です。

２（　）内は、令和８年３月 31 日以前に開始する事業年度について適用されます。

3　令和８年４月１日以後に開始する事業年度は、全法人向けの措置及び教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止になります。

※　上記⑴⑵⑶の《上乗せ要件》について、下記の教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ（上乗せ率５％。他の上乗せの制度と併用可。）は、令和８年度税制改正で廃止されましたが、令和８年３月 31 日以前に開始した事業年度については、なお効力を有するものとされています。（令和８年度改正法附則 50）

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geqq 10\%$$

かつ

$$\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{雇用者給与等支給額}} \geqq 0.05\%$$

（注）　この適用を受けるためには教育訓練費の明細を記載した書類を保存しなければなりません。

⑷　用語の意義

用語	意義
国内雇用者	法人の使用人（その法人の役員の親族等特殊の関係にある者及び使用人兼務役員を除きます。）のうち国内事業所に勤務する者として、当該法人の国内事業所につき作成された労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳に記載された者をいいます。（措法 42 の 12 の５④二、措令 27 の 12 の５③④）
継続雇用者給与等支給額	継続雇用者（法人の適用年度及び前事業年度(注１)の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として一定の者(注２)をいいます。以下同じです。）に対する適用年度の給与等の支給額（注３）をいいます。（措法 42 の 12 の５④五）
継続雇用者比較給与等支給額	法人の継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額（注３）をいいます。（措法 42 の 12 の５④六、措令 27 の 12 の５⑦）
控除対象雇用者給与等支給増加額	法人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その金額が次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額を超える場合にはその金額）をいいます。 イ　雇用者給与等支給額（その雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その金額を控除した金額） ロ　比較雇用者給与等支給額（その比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その金額を控除した金額）（措法 42 の 12 の５④七）
教育訓練費	法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する一定の費用をいいます。（旧措法 42 の 12 の５⑤七、旧措令 27 の 12 の５⑩）

比較教育訓練費の額	法人の適用年度開始の日前１年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額をいいます。（旧措法 42 の 12 の５⑤八）
雇用者給与等支給額	法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（注３）をいいます。（措法 42 の 12 の５④八）
比較雇用者 給与等支給額	法人の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（注３）をいいます。（措法 42 の 12 の５④九）
繰越税額控除 限度超過額	法人の適用年度開始の日前５年以内に開始した各事業年度（当該適用年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限ります。）における中小企業者等税額控除限度額（「⑶中小企業者等向け賃上げ促進税制」の税額控除限度額をいいます。）のうち、「⑶中小企業者等向け賃上げ促進税制」による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいいます。（措法 42 の 12 の５④十）

（注）１　適用年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。

２　国内雇用者として一定の者とは、一般被保険者に該当する者に限ることとされ、その法人の就業規則において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第９条第１項第２号に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、①雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類又は②賃金台帳のいずれかにその継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者を除くこととされています。（措令27の12の５⑤、措規20の10④）

３　この給与等の支給額は、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額（注４）を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。（措法42の12の５④九）

４　国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第１項第１号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいいます。

様式ＩＤ	NTA0H0B656010050

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・	法人名	

別表六(二十四) 令八・四・一以後終了事業年度分

期末現在の資本金の額又は出資金の額(円)	1	G01		適用可否	3	G03	(可の場合：「1」)
期末現在の常時使用する従業員の数(人)	2	G02					

法人税額の特別控除額の計算

雇用者給与等支給額(別表六(二十四)付表一「4」)	4	G04		税額控除限度額等の計算	令和8年3月31日以前に開始した事業年度の場合	第1項適用の場合 (14) ≧ 4％の場合 (0.05、0.1又は0.15)	23	G30	
比較雇用者給与等支給額(別表六(二十四)付表一「11」)	5	G0				(18)≧10%又は(15)＝(17)＞0の場合で、かつ、(19)≧0.05%の場合 0.05	24	G31	
雇用者給与等支給増加額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)						プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 0.05	25	G32	
雇用者給						税額控除限度額 (22)×(0.1＋(23)＋(24)＋(25)) ((14)＜0.03の場合は0)	26	G33	
調整雇用者給与等支給増加額の計算等	調整					第2項適用の場合 (14) ≧ 4％の場合 0.15	27	G34	
	調整比 (別表六(二十四)付表一「12」)					(18)≧10%又は(15)＝(17)＞0の場合で、かつ、(19)≧0.05%の場合 0.05	28	G35	
	調整雇用者給与等支給増加額 (8)－(9) (マイナスの場合は0)	10	G09			プラチナくるみん又はえるぼし3段階目以上を取得している場合 0.05	29	G36	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算等	継続雇用者給与等支給額(別表六(二十四)付表一「19の④」)	11	G10			特定税額控除限度額 (22)×(0.1＋(27)＋(28)＋(29)) ((14)＜0.03の場合は0)	30	G37	
	継続雇用者比較給与 (別表六(二十四)付表一「19の③」)					第3項適用の場合 (7) ≧ 2.5％の場合 0.15	31	G38	
	継続雇用者給与等支 (11)－(12) (マイナスの場合は0)	13	G12			(18)≧5％又は(15)＝(17)＞0の場合で、かつ、(19)≧0.05％の場合 0.1	32	G39	
	継続雇用者給与等支給増加割合 (13)/(12) ((12)＝0の場合は0)	14	C02			くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 0.05	33	G40	
						中小企業者等税額控除限度額 (22)×(0.15＋(31)＋(32)＋(33)) ((7)＜0.015の場合は0)	34	G41	
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	15	G13		令和8年4月1日以後に開始する事業年度年度の場合	第1項適用の場合 (14) ≧ 5％の場合 (0.05又は0.15)	35	G48	
	比較教育訓練費の額(別表六(二十四)付表一「24」)	16	G14			プラチナくるみん又はえるぼし3段階目以上を取得している場合 0.05	36	G49	
	教育訓練費増加額 (15)－(16) (マイナスの場合は0)	17	G15			税額控除限度額 (22)×(0.1＋(35)＋(36)) ((14)＜0.04の場合は0)	37	G50	
	教育訓練費増加割合 (17)/(16) ((16)＝0の場合は0)	18	C03			第2項適用の場合 (7) ≧ 2.5％の場合 0.15	38	G51	
						くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 0.05	39	G52	
						中小企業者等税額控除限度額 (22)×(0.15＋(38)＋(39)) ((7)＜0.015の場合は0)	40	G53	
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 (15)/(4)	19	C04		調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)			41	G25	
控除対象雇用者給与等支給増加額 ((6)と(10)のうち少ない金額)	20	G16		当期税額基準額 (41)×20/100			42	G26	
雇用者給与等支給増加重複控除額(別表六(二十四)付表二「12」)	21	G17		当期税額控除可能額 (((26)、(30)、(34)、(37)又は(40))と(42)のうち少ない金額)			43	G27	
差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20)－(21) (マイナスの場合は0)	22	G18		調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の⑲」)			44	G28	
				当期税額控除額 (43)－(44)			45	G29	
				前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (42)－(43)		46	G42	
					繰越税額控除限度超過額(別表六(二十四)付表一「25の計」)		47	G43	
					同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((46)と(47)のうち少ない金額) ((4)≦(5)又は(5)＝0の場合は0)		48	G44	
					調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の⑱」)		49	G45	
					当期繰越税額控除額 (48)－(49)		50	G46	
				法人税額の特別控除額 (45)＋(50)			51	G47	

使用人兼務役員や役員と特殊な関係にある使用人に対する給与等の額及び給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額を除いていますか。
また、前払給与等の税務上損金とならないものを除いていますか。

事業年度によって記載する欄が異なりますが、記載に誤りはありませんか。

別表六(二十四)付表一　令八・四・一以後終了事業年度分

様式ＩＤ　NTA0H0B657010050

給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度　・　・　・　・　　法人名

雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算　(円)

国内雇用者に対する給与等の支給額	(1)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(2)のうち雇用安定助成金額	雇用者給与等支給額（マイナスの場合は０）	調整雇用者給与等支給額（マイナスの場合は０）
1	2	3		
G01	G02	G03	G04	G05

比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算

前事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	(7)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(8)のうち雇用安定助成金額	適用年度の月数 / (6)の前事業年度の月数
6　元号　年　月　日	7	8	9	10
自 N	G06	G07	G08	分子 G09 / 分母 G10

給与等支給額 … (8) ＋ (9)) × (10)　（マイナスの場合は０）

雇用者給与 … ((7) － (8)) × (10)　（マイナスの場合は０）

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算　(円)

		継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度 ①	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度 ② 元号 年 月 日	前一年事業年度特定期間 ③ 元号 年 月 日
事業年度等	13		自 N03 / 至 N04	自 N05 / 至 N06
継続雇用者に対する給与等の支給額	14	G13	G18	G23
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	15	G14	G19	G24
同上のうち雇用安定助成金額	16	G15	G20	G25
差引 (14) － (15) ＋ (16)	17	G16	G21	G26
適用年度の月数 / (13の③)の月数	18			分子 G27 / 分母 G28
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (17) 又は ((17) × (18))	19	G17	G22	G29

比較教育訓練費の額の計算

事業年度	教育訓練費の額	適用年度の月数 / (20)の事業年度の月数	改定教育訓練費の額 (21) × (22)
20　元号　年　月　日	21	22	23
調整対象 自 N07	G30	分子 G32 / 分母 G33	G36
調整対象 至 N08			
調整対象 自 N09	G31	分子 G34 / 分母 G35	
調整対象 至 N10			

比較教育訓練費の額 (23の計) ÷ (調整対象年度数)

翌期繰越税額控除限度超過額の計算　(円)

事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (25) － (26)
	25	26	27
自 N11 / 至 N12	G40	G50	
自 N13 / 至 N14	G41	G51	G60
自 N15 / 至 N16	G42	G52	G61
自 N17 / 至 N18	G43	G53	G62
自 N19 / 至 N20	G44	G54	G63
自 N21 / 至 N22	G45	G55	G64
自 N23 / 至 N24	G46	G56	G65
自 N25 / 至 N26	G47	G57	G66
自 N27 / 至 N28	G48	G58	G67
自 N29 / 至 N30	G49	G59	G68
計	G69	別表六(二十四)「48」 G71	G73
当期分	別表六(二十四)「34」又は「40」 G70	別表六(二十四)「43」 G72	G74
合計			G75

雇用安定助成金額がある場合は当該金額が記載されていますか。

損金の額に算入される給与等（国内雇用者に対して支給するものに限る。）の金額ですか。
また、法人の役員の特殊関係者及び使用人兼務役員に対する給与が含まれていませんか。

前事業年度に係る国内雇用者に対する給与等の支給額と同額ですか（合併法人や事業年度を変更している等の場合は調整計算の規定があります。）。

中小企業者等（適用除外事業者を除く）ですか。

合併法人や事業年度を変更している等で、前期と当期の月数が異なる場合の調整計算は適正に行われていますか。

適用年度開始の日前５年以内に開始した各事業年度の繰越額ですか。
また、繰越額が発生した事業年度から適用年度開始前の事業年度まで連続して確定申告書に繰越額が記載された別表六（二十四）付表１が添付されていますか。

当期の雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額（ゼロ円の場合は適用不可）を超えていますか。

9 青色申告事業年度の欠損金の損金算入（別表七）

確定申告書を提出する中小法人等(注)の各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、その各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入されます。ただし、中小法人等以外の法人については、各事業年度の繰越控除前の所得の金額にそれぞれ次表に掲げる割合を乗じた金額が限度となります。（法法57①⑪）

	要　　件	割　合
⑴	平成 30 年４月１日～開始事業年度	50％相当額
⑵	⑴にかかわらず割合が 100％相当額とされる場合（法法 57⑪二、三） イ　更生手続開始の決定等※があった法人の更生手続開始決定等の日から更生計画認可決定の日等以後７年間 ※　更生手続開始の決定等とは、(ⅰ)更生手続開始の決定、(ⅱ)再生手続開始の決定、(ⅲ)(ⅰ)又は(ⅱ)に準ずる一定の事実をいいます。 ロ　新設法人（普通法人に限り、大法人による完全支配関係がある法人、株式移転親法人など一定の法人を除く。）の設立日以後７年間	100％相当額

（注）　中小法人等とは、各事業年度終了の時において次の法人に該当するものをいいます。（法法 57⑪一）

①　普通法人（投資法人、特定目的会社及び法第４条の３に規定する受託法人を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下のもの（１ページの(注)１ロ又はハの法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。）
②　公益法人等又は協同組合等
③　人格のない社団等

様式ＩＤ　NTA0H0B710010130

欠損金の損金算入等に関する明細書

事業年度　・・ ・・　法人名

別表七(一)　令八・四・一以後終了事業年度分

控除前所得金額（別表四「43の①」）　1　G01

損金算入限度額　(1)×50又は100/100　2　G02

事業年度 元号	年	月	日	区分	控除未済欠損金額 3	当期控除額 4	翌期繰越額 5
N01				青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	G03		
N02							
N03							
N04							
N05				青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	G05	G16	G26
N06							
N07				青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	G06	G17	G27
N08							
N09				青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	G07	G18	G28
N10							
N11				青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	G08	G19	G29
N12							
N13				青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	G09	G20	G30
N14							
N15				青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	G10	G21	G31
N16							
N17				青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	G11	G22	G32
N18							
N19				青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	G12	G23	G33
N20							
計					G13	G24	G34

繰越期間を超えて記載していませんか。

中小法人等に該当しない場合、適切な控除割合を適用していますか。

10 受取配当等の益金不算入(別表八(一))

1　受取配当等の益金不算入の対象とした配当等の額のうち、益金不算入の対象にならないものが含まれていませんか。

配当に類するものであっても次のものは、益金不算入の対象となる受取配当等には該当しません。

⑴　外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受けた配当、適格現物分配により受けた配当
⑵　協同組合等の事業分量配当金
⑶　保険会社の基金利息、契約者配当金
⑷　特定目的会社から受ける配当
⑸　投資法人から受ける配当等
⑹　信用取引による配当落調整額
⑺　短期保有株式等の配当金(注１)
⑻　株式等に係る配当等の額で一定の要件に該当するみなし配当
⑼　証券投資信託の収益分配金(注２)
⑽　公社債投資信託の収益分配金
⑾　貸付信託の収益分配金
⑿　外国投資信託の収益分配金
⒀　ＲＥＩＴ（不動産投資信託）の収益分配金

(注)１　短期保有株式等に係る受取配当等は益金不算入の対象から除かれます。
なお、短期保有株式等とは、株式等をその配当等の額の支払に係る基準日以前１か月以内に取得し、かつ、基準日後２か月以内に譲渡した株式等をいいます。(法法 23②、法令 20)
２　公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式等信託を除きます。)の収益の分配についても、本制度の対象外とされ、その収益の分配の額の全額が益金の額に算入されます。(法法 23)

2　受取配当等の額を４つに区分していますか。また、関連法人株式等に係る配当等の額から負債利子を控除していますか。

受取配当等の益金不算入額については、配当等の基となる株式等を以下の⑴から⑷に区分し、それぞれの益金不算入額を計算する必要があります。

	区分	出資割合等	益金不算入割合	負債利子控除
⑴	完全子法人株式等（注１）	100%	100%	
⑵	関連法人株式等（注２）	３分の１超		○
⑶	その他株式等（注３）	５%超３分の１以下	50%	
⑷	非支配目的株式等（注４）	５%以下	20%	

(注)１　「完全子法人株式等」とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があった一定の他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。以下同じです。）の株式等をいいます。(法法 23⑤)
２　「関連法人株式等」とは、内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数又は総額の３分の１を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで（原則として６か月）引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等をいいます（完全子法人株式等を除きます。）。(法法 23④)
３　「その他株式等」とは、⑴、⑵及び⑷のいずれにも該当しない株式等をいいます。(法法 23①)
４　「非支配目的株式等」とは、①内国法人が他の内国法人の発行済株式又は出資（他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の 100 分の５（短期保有株式がある場合は、短期保有株式を除外して判定）以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）及び②外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託の受益権をいいます。(法法 23⑥、法令 22 の３①②、措法 67 の６①)

3　負債利子の控除計算は正しく行われていますか。。

関連法人株式等に係る配当等について受取配当等の益金不算入の適用を受ける場合で、その事業年度に支払う負債利子があるときは、関連法人株式に係るものを計算し、関連法人株式等に係る配当等の額から控除した金額が益金不算入額となります。(法法 23①)

計算方法は次のとおりです。(法令 19①②)

⑴　原則

控除する負債利子額 ＝ 当期に受ける関連法人株式等の配当等の額 × ４％

⑵　特例

当期に係る支払利子等の額の合計額の 10%相当額が、当期に受ける関連法人株式等の配当等の額の合計額の４％相当額以下である場合、次のとおり計算します。

控除する負債利子額 ＝ 当期に係る支払利子等の額の合計額の 10%相当額 × $\frac{\text{当期に受ける関連法人株式等の配当等の額}}{\text{当期に受ける関連法人株式等の配当等の額の合計額}}$

様式ＩＤ	NTA0H0B800010190

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

完全子法人株式等に係る受取配当等の額(9の計)(円)	1	G23		非支配目的株式等に係る受取配当等の額(33の計)(円)	4	G26	
関連法人株式等に係る受取配当等の額(16の計)(円)	2	G24		受取配当等の益金不算入額(1)＋((2)－(20の計))＋(3)×50％＋(4)×(20％又は40％)(円)	5	G01	
その他株式等に係る受取配当等の額(26の計)(円)	3	G25					

受取配当等の額の明細

完全子法人株式等	法人名	6	E01						E02						E03						E04						
	本店の所在地	7	E17						E18						E19						E20						
	受取配当等の額の計算期間	8			元号	年	月	日		元号	年	月	日			元号	年	月	日			元号	年	月	日		
			N01						N03						N05						N07						
			N02						N04						N06						N08						
	受取配当等の額	9	G02					円	G03					円	G04					円	G05					円	G06		円
関連法人株式等	法人名	10	E05						E06						E07						E08						
	本店の所在地	11	E21						E22						E23						E24						
	受取配当等の額の計算期間	12			元号	年	月	日		元号	年	月	日			元号	年	月	日			元号	年	月	日		
			N09						N11						N13						N15						
			N10						N12						N14						N16						
	保有割合	13	C01					%	C02					%	C03					%	C04					%	
	受取配当等の額	14	G27					円	G28					円	G29					円	G30					円	G31		円
	同上のうち益金の額に算入される金額	15	G32						G33						G34						G35						G36		
	益金不算入の対象となる金額(14)－(15)	16	G07						G08						G09						G10						G11		
	(34)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表「13」が「非該当」の場合(16)×0.04	17	G37						G38						G39						G40						G41		
	同上以外の場合 (16)/(16の計)	18	C05						C06						C07						C08						C09		
	同上以外の場合 支払利子等の10％相当額(((38)×0.1)又は(別表八(一)付表「14」))×(18)	19	G42					円	G43					円	G44					円	G45					円	G46		円
	受取配当等の額から控除する支払利子等の額(17)又は(19)	20	G47						G48						G49						G50						G51		
その他株式等	法人名	21	E09						E10						E11						E12						
	本店の所在地	22	E25						E26						E27						E28						
	保有割合	23	C10					%	C11					%	C12					%	C13					%	
	受取配当等の額	24	G52					円	G53					円	G54					円	G55					円	G56		円
	同上のうち益金の額に算入される金額	25	G57						G58						G59						G60						G61		
	益金不算入の対象となる金額(24)－(25)	26	G12						G14						G15						G16						G17		
非支配目的株式等	法人名又は銘柄	27	E13												E15						E16						
	本店の所在地	28	E29												E31						E32						
	基準日等	29			元											元号	年	月	日			元号	年	月	日		
			N17												N19						N20						
	保有割合	30	C14					%	C15					%	C16					%	C17					%	
	受取配当等の額	31	G62					円	G63					円	G64					円	G65					円	G66		円
	同上のうち益金の額に算入される金額	32	G67						G68						G69						G70						G71		
	益金不算入の対象となる金額(31)－(32)	33	G18						G19						G20												G22		

区分を誤って計算していませんか。

非支配目的株式等（出資割合等が５％以下）を記載していませんか。

支払利子等の額の明細

令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算(適用)	34	G72					
当期に支払う利子等の額(円)	35	G73		超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)(円)	37	G75	
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額(別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七の二(二)「17」のうち多い金額)(円)	36	G74		支払利子等の額の合計額(35)－(36)＋(37)(円)	38	G76	

手形割引料や社内預金に対する支払利子を含めていますか。

11 貸倒引当金(別表十一(一)及び(一の二))

1　適用対象となる法人ですか。

次に掲げる法人が有する金銭債権について将来発生することが予測される貸倒れの損失見込額として、期末における金銭債権の額を基礎として算定される繰入限度額に達するまでの金額を、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた場合には、その損金算入が認められます。(法法 52①、法令 96⑤)

⑴　資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下の法人のうち、１ページの(注)１のロ及びハを除く普通法人

⑵　資本又は出資を有しない普通法人

⑶　公益法人等又は協同組合等

⑷　人格のない社団等

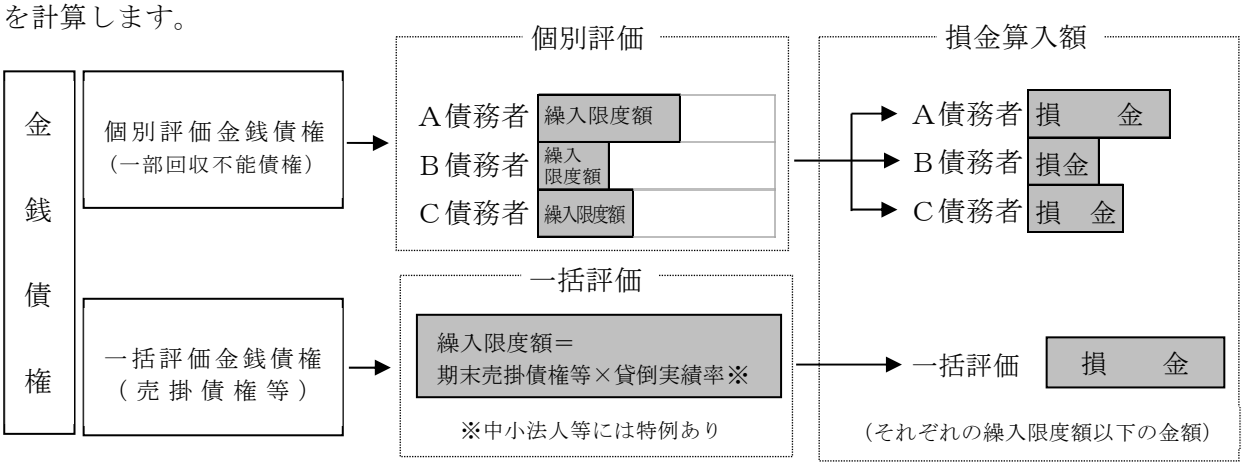
⑸　銀行、保険会社その他これらに準ずる法人

⑹　金融に関する取引に係る金銭債権を有する一定の法人（⑴から⑸に該当する法人を除きます。）

※　⑹の法人については、この制度の対象となる金銭債権が一定の金銭債権に限定されています。

2　個別評価金銭債権と一括評価金銭債権に区分し、繰越限度額の計算ができていますか。

貸倒引当金の繰入限度額については、個別評価金銭債権と一括評価金銭債権とに区分してそれぞれ繰入限度額を計算するとともに、個別評価金銭債権については、さらに債務者ごとに繰入限度額を計算します。



⑴　個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額

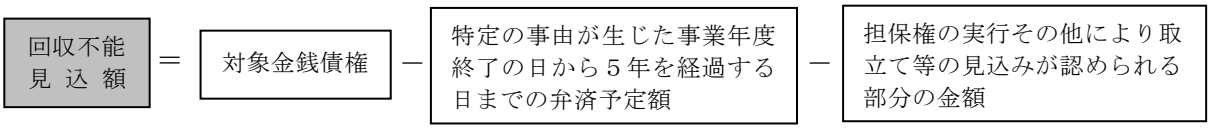
事業年度終了時の金銭債権について、次のイからニの場合に応じて、債務者ごとに計算した回収不能見込額が個別評価貸倒引当金の繰入限度額となります。

この個別評価の対象となる金銭債権には、売掛金、貸付金その他これらに類する金銭債権のほか、例えば、保証金や前渡金等について返還請求を行った場合におけるその返還請求債権が含まれます。

イ　長期棚上債権

当該金銭債権等が、更生計画認可の決定があったこと等の事由により、その弁済を猶予され又は賦払により弁済される場合には、これらの事実があった事業年度終了の日から５年経過後

に弁済されることとなる金額（担保権の実行その他により弁済の見込みのある金額を除きます。）（法令 96①一）



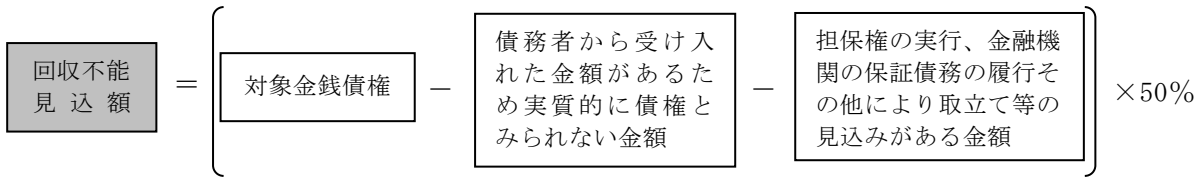
ロ　債務超過等により回収見込みのない金銭債権

イ以外で、債務者について債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しがないこと、災害、経済事情の急変等により多大の損害を被ったことその他これらに類する事由が生じたため、その金銭債権の一部の金額につき回収の見込みがないと認められる場合、その回収見込みのない金額（法令 96①二）



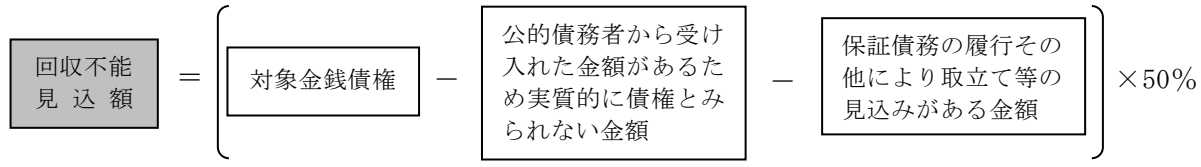
ハ　形式基準による金銭債権

イ及びロ以外の場合に、債務者について更生手続の開始の申立てがあったこと等の事由が発生した場合には、その事実が発生した事業年度の末日においてその債務者に対する金銭債権の額のうち、実質的に債権とみられない部分の金額等を除いた金額の 50％相当額（法令 96①三）



ニ　外国政府等に対する金銭債権

外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する金銭債権のうち、長期にわたる不払等によりその経済的価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じている金銭債権の額の 50％相当額（法令 96①四）



⑵　一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額

一括評価金銭債権とは、法人がその事業年度終了のときに有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（⑴の個別評価金銭債権を除きます。）をいい、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算は、期末の一括評価金銭債権の帳簿価額に過去３年間の貸倒損失発生額に基づく実績繰入率を乗じて行います。

この一括評価金銭債権には、売掛金、貸付金の債権について取得した受取手形も含まれる他、その受取手形を割り引き、又は裏書譲渡した場合にも決済が完了するまではその対象となります。（法法 52②、法令 96⑥）

（計算式）

繰入限度額 ＝ 当該事業年度終了の時における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 × 貸倒実績率※（小数点以下４位未満切上げ）

※　貸倒実績率の計算

$$\text{貸倒実績率} = \frac{\left(\text{前３年内事業年度(注１)における}\left[\text{売掛債権等の貸倒損失の額} + \text{個別評価分の引当金繰入額の損金算入額} - \text{個別評価分の引当金戻入額(注２)} - \text{合併法人等が引継ぎを受けた個別評価分の引当金戻入額又は期中貸倒引当金の戻入額(注３)}\right]\right) \times \frac{12}{\text{前３年内事業年度(注１)の月数の合計数}}}{\text{前３年内事業年度(注１)終了の時における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額} \div \text{左の各事業年度の数}}$$

(注) 1　その事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度をいいます。

2　その事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度の開始の日の前日の属する事業年度において損金の額に算入された個別評価分の引当金に係る戻入額に限られます。

3　引継ぎを受けた貸倒引当金のうち、次の⑴又は⑵の事業年度において損金の額に算入された個別評価分の引当金の戻入額に限られます。

⑴　被合併法人等の当該適格合併の日の前日若しくは当該残余財産の確定の日の属する事業年度

⑵　分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度

３　中小法人等には一括評価金銭債権に係る繰入限度額の計算について特例があります。

中小法人等には、38 ページの⑵の一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算について、実績繰入率（貸倒実績率）に基づく計算（原則）に代えて、法定繰入率の特例があります。（法法 52①一、措法 57 の９①）

⑴　中小法人等とは

イ　事業年度末における資本金が１億円以下の普通法人

ただし、次の法人を除きます。

- 資本金が５億円以上の法人、相互会社又は受託法人（以下これらを併せて「大法人」といいます。）による完全支配関係がある普通法人
- 完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている普通法人
- 適用除外事業者（26 ページのトピックス参照）
- 保険業法に規定する相互会社
- 保険業法に規定する外国相互会社

ロ　公益法人等又は協同組合等

ハ　人格のない社団等

⑵　法定繰入率（措令 33 の７④）

卸売業及び小売業（飲食店業及び料理店業を含みます。）	製　造　業	金融業及び保険業	割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業	そ　の　他
10/1,000	8/1,000	3/1,000	7/1,000	6/1,000

（計算式）

繰入限度額 ＝ （当該事業年度終了の時における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 － 実質的に債権とみられない金額） × 法定繰入率

様式ＩＤ	NTA0H0C110010100

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表十一(一)　令八・四・一以後終了事業年度分

| | | |

様式ＩＤ	NTA0H0C112010180

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

当期繰入額 (円)		1	G01		貸倒実績率	前３年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度)の(2)の合計額 (円)		8	G07		
繰入限度額の計算	期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (22の計) (円)	2	G02			売掛債権等の貸倒れによる損失の額の合計額 (円)		10	G09		
	貸倒実績率 (15)	3	C01			別表十一(一)「19の計」の合計額 (円)		11	G10		
	実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (24の計) (円)	4	G03			別表十一(一)「24の計」の合計額 (円)		12	G11		
	法定の繰入率	5	G05	1,000		貸倒れによる損失の額		13	C12		
	繰入限度額 ((2)×(3))又は((4)×(5)) (円)	6	G06			(13)× 12 / 前３年内事業年度における事業年度の月数の合計 (円)		14	G13		
繰入限度超過額 (1)－(6) (円)		7	G04			貸倒実績率 (14)/(9) (小数点以下４位未満切上げ)		15	C02		

別表十一(一)「5」欄(個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の当期繰入額)との合計額が貸借対照表の貸倒引当金の額と一致していますか。

正しい法定繰入率を適用していますか。

別表四で加算していますか。

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高 (円)	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額 (円)	(16)のうち税務上貸倒れがあつたものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額 (円)	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額 (円)	法第52条第１項第３号に該当する法人の令第96条第９項各号の金銭債権以外の金銭債権の額 (円)	完全支配関係がある他の法人に対する売掛債権等の額 (円)	期末一括評価金銭債権の額 (16)＋(17)－(18)－(19)－(20)－(21) (円)	実質的に債権とみられないものの額 (円)	差引期末一括評価金銭債権の額 (22)－(23) (円)
	16	17	18	19	20	21	22	23	24
E01	G14	G22	G30	G38	G46	G54	G62	G70	G78
E02	G15	G23	G31	G39	G47	G55	G63	G71	G79
E03	G16	G24				G56	G64	G72	G80
E04	G17	G25				G57	G65	G73	G81
E05	G18	G26	G34	G42	G50	G58	G66	G74	G82
E06				G43	G51			G75	G83
E07				G44	G52			G76	G84
計	G21	G29	G37	G45	G53			G77	G85

消費税につき税抜経理方式を採用している法人であっても、消費税込みの決算計上額を記載していますか。

別表十一(一)「6」欄(個別評価金銭債権の額)の金額と一致していますか。

同一の相手先に債権と債務とがある場合に債権に達するまでの債務を記載していますか。

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額 (円)	25	G86		債権からの控除割合 (26)/(25) (小数点以下３位未満切捨て)	27	C03	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額 (円)	26	G87		実質的に債権とみられないものの額 (22の計)×(27) (円)	28	G88	

12 寄附金の損金不算入（別表十四（二））

1　寄附金に該当する費用が寄附金勘定以外の他の勘定科目に含まれていませんか。

寄附金の額とは、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもって支出するかを問わず、金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合のその金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時の価額又は経済的利益のその供与の時における価額とされています。ただし、広告宣伝費及び見本品の費用その他これらに類する費用や交際費、接待費及び福利厚生費とされるものは除かれます。（法法 37⑦）

また、資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その対価の額がその時価よりも低いときは、対価の額と時価との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる部分は、寄附金の額に含まれることとされていいます。したがって、一般の寄附金の範囲より広くなっています。（法法 37⑧）

2　実際に支払った（引き渡した）時に、損金不算入額の計算をしていますか。

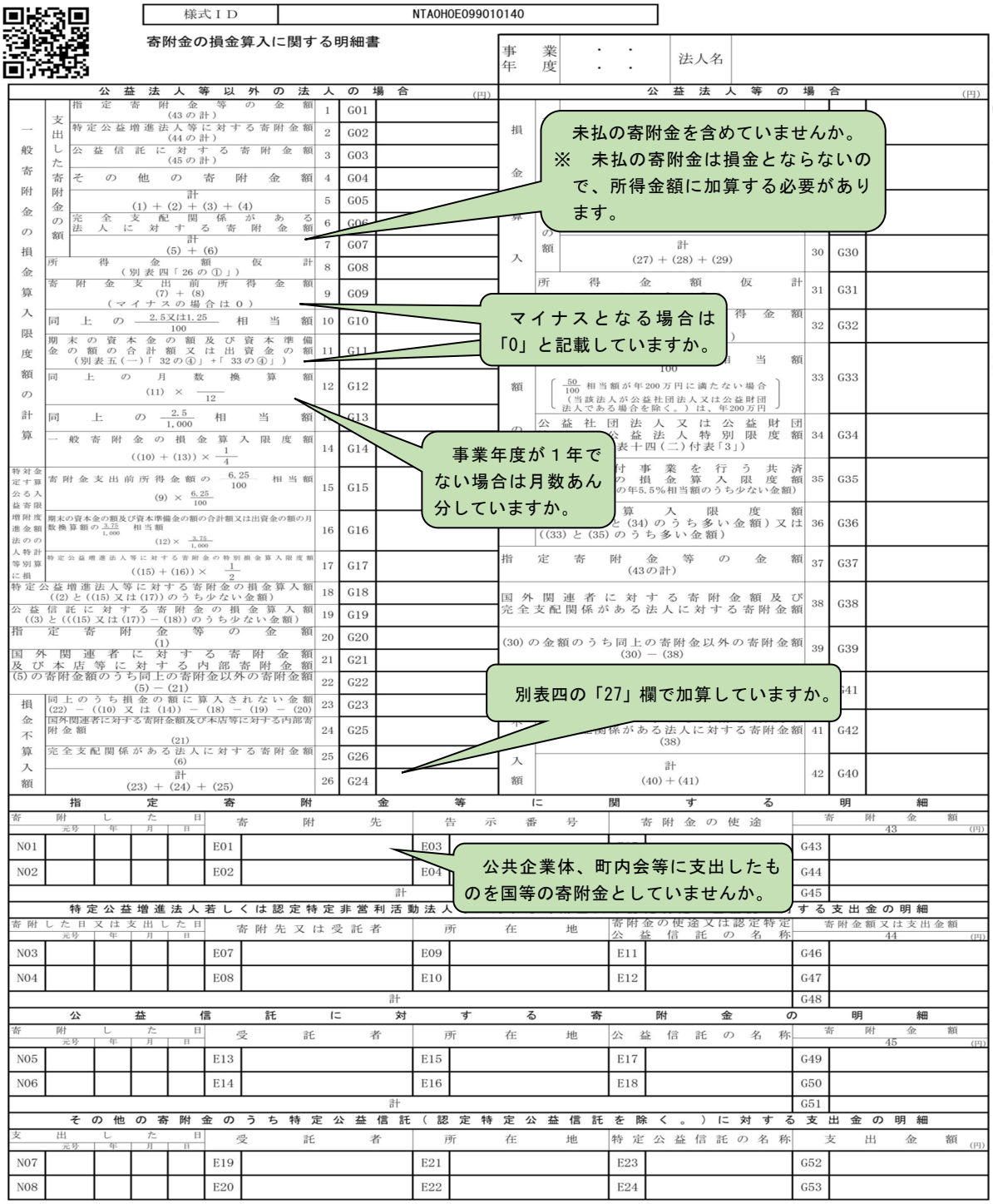
寄附金は、実際に支払われた事業年度で寄附金の損金不算入額の計算をします。したがって、法人税法上の寄附金に当たるものが未払となっている場合、例えば、雑費勘定に未払計上しているものが寄附金に該当する場合、寄附金の損金不算入額の計算に含める必要はありません。ただし、損金として認められませんので、別表四で所得に加算する必要があります。

3　寄附金を正しく区分して損金算入限度額の計算をしていますか。

寄附金の損金算入限度額の計算は、①国又は地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金（財務大臣が指定した寄附金をいいます。）の金額、②特定公益増進法人等（教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他、公益の増進に著しく寄与する、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人（学校の設置を目的とするもの）、社会福祉法人、更生保護法人等）に対する寄附金の金額、③それ以外の寄附金の金額（いわゆる一般寄附金）の３つに区分して計算します。（法法 37①③、法令 73）

【損金算入限度額の計算】

寄附金の区分	資本又は出資 を有する法人	資本又は出資 を有しない法人
①国又は地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金	全額損金算入	全額損金算入
②特定公益増進法人等に対する寄附金	（所得基準額＋資本基準額）×１／２ ・所得基準額＝所得の金額×6.25／100 ・資本基準額＝（資本金の額＋資本準備金の額）×当期の月数／12×3.75／1,000	所得の金額×6.25／100
③一般寄附金	（所得基準額＋資本基準額）×１／４ ・所得基準額＝所得の金額×2.5／100 ・資本基準額＝（資本金の額＋資本準備金の額）×当期の月数／12×2.5／1,000	所得の金額×1.25／100



トピックス　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）とは

青色申告書を提出する法人が、平成 28 年４月 20 日から令和 10 年３月 31 日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してその認定地方公共団体が行う「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金（以下「特定寄附金」といいます。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度の所得に対する調整前法人税額から、その事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の 40%相当額からその特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税の額から控除される一定の金額を控除した金額（特定寄附金の額の合計額の 10%相当額が限度）の法人税額の特別控除（法人税額の５%が限度）ができます。（措法 42 の 12 の２）

※ 法人税額の特別控除額の計算は税額控除の別表（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書）を使用してください。

13 交際費等の損金不算入（別表十五）

1　交際費等となるものはどのようなものですか。

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のために支出するものをいいます。

なお、次の表に掲げる費用については、交際費等から除かれています。（措法 61 の４⑥、措令 37 の５②）

①	専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
②	飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用（専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）であって、一人当たりの金額が 10,000 円以下（令和６年３月 31 日以前の支出に係るものは 5,000 円以下）の費用 （注） 飲食等の日、参加した得意先等の氏名、名称等、参加した人数、飲食店の名称等を記載した書類を保存している場合に限ります。
③	カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
④	会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
⑤	新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

2　交際費等に該当する費用が交際費勘定以外の勘定科目に含まれていませんか。

交際費等の支出額を計算する場合には、交際費、接待費又は贈答費などの勘定科目ばかりでなく、寄附金、値引き又は割戻し、広告宣伝費、福利厚生費、旅費交通費、雑費、仮払金等全ての勘定科目のうちに交際費等に該当する支出が含まれていないかも併せて検討する必要があります。

3　接待等のあった事業年度で計算していますか。

交際費等の損金不算入額の計算は、実際に接待等を行った事業年度で行いますので、法人の決算において、仮払金として経理しているもののうち、交際費等に該当するものがあればそれも計算に含めます。

4　資本金の額又は出資金の額及び交際費等の支出額に応じて、別表十五により損金不算入額の計算を行っていますか。また、損金算入限度額を誤っていませんか。

期末の資本金（出資金）の額	区分		計算方法
１億円以下の法人（注）	右の①と②のいずれかを選択	①接待飲食費の特例	損金不算入額＝交際費等の額－（交際費等の額のうち接待飲食費×50%）
		②定額控除（注）	損金不算入額＝交際費等の額－8,000,000 円×事業年度の月数/12
１億円を超え 100 億円以下の法人	接待飲食費の特例		損金不算入額＝交際費等の額－（交際費等の額のうち接待飲食費×50%）
100 億円を超える法人	原則		全額損金不算入

（注） 期末資本金（出資金）の額が１億円以下の法人であっても、大法人との間に完全支配関係がある法人等は②の定額控除の適用はできません。（措法 61 の４②）

※ 接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項（ハに掲げる事項を除きます。）を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます。

また、一人当たり 10,000 円以下の飲食費が交際費等に該当しないこととされるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので、ご注意ください。（措法 61 の４⑥、措令 37 の５①、措規 21 の 18 の４）

イ	その飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
ロ	その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
ハ	その飲食費に係る飲食等に参加した者の数
ニ	その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
ホ	その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

中小法人が②の定額控除限度額までの損金算入の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した別表十五を添付する必要があります。（措法61の４⑦）

特にご注意ください！！

資本又は出資を有しない法人、公益法人等又は人格のない社団等の場合には、一定の方法により計算した金額を資本金の額又は出資金の額に準ずる金額とし、その金額に応じて交際費等の損金不算入額を求めます。（措令 37 の４①）

様式ＩＤ	NTA0H0E200010150

別表十五　令八・四・一以後終了事業年度分

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	・・ ・・	法人名	

支出交際費等の額（8の計）(円)	1	G01		損金算入限度額（2）又は（3）	4	G04	
支出接待飲食費損金算入基準額（9の計）×$\frac{50}{100}$ (円)	2	G02					
中小法人等の定額控除限度額（(1)と((800万円×$\frac{\text{月数}}{12}$)又は(別表十五付表「５」))のうち少ない金額）(円)	3	G03		損金不算入額（(1)－(4)）(円)	5	G05	

事業年度が１年でない場合は月数あん分していますか。

別表四の「８」欄で加算していますか。

支出交際費等の額の明細

科目		支出額(円)		交際費等の額から控除される費用の額(円)		差引交際費等の額(円)		(8)のうち接待飲食費の額(円)	
		6		7		8		9	
交際費		G06		G18		G30		G42	
E01	交通費	G07		G19		G31		G43	
E02	控除対象外消費税額等	G08						G44	
E03		G09		G21		G33		G45	
E04		G10		G22		G34		G46	
E05		G11		G23		G35		G47	
E06		G12		G24		G36		G48	
E07		G13		G25		G37		G49	
E08		G14		G26		G38		G50	
E09		G15		G27		G39		G51	
交際費等の額に係る控除対象外消費税額等		G16		G28		G40		G52	
計		G17		G29		G41		G53	

交際費等に該当する費用が含まれている交際費以外の費用科目を記入していますか。

交際費等に係る控除対象外消費税額等を記入していますか。
特に、課税売上高が５億円超又は課税売上割合が 95%未満の場合に空欄となっていませんか。

交際費等に係る控除対象外消費税額等のうち接待飲食費に係るものを記入していますか。

14 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(別表十六(七))

1　適用対象となる法人ですか。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の適用を受けることができる中小企業者等とは、中小企業者（15 ページの１(注)１参照）又は農業協同組合等で青色申告書を提出する法人のうち、常時使用する従業員の数が 400 人以下（注２）の特定法人(注１)以外の法人又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の特定法人です。

なお、令和７年４月１日以後に取得又は製作若しくは建設をする少額減価償却資産については、対象となる中小企業者等の範囲から特定事業者等（20 ページの２参照）に該当するもののうち、特定認定に係る特定経営力向上計画に一定の減価償却資産が記載されたものが除かれます。

また、適用除外事業者（26 ページのトピックス参照）に該当するものは、適用対象となる法人から除かれます。(措法 67 の５①、措令 39 の 28①)

(注)１　特定法人とは、(ⅰ)その事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人、(ⅱ)通算法人（(ⅰ)に係る法人を除きます。)、(ⅲ)保険業法に規定する相互会社（(ⅱ)に係る法人を除きます。)、(ⅳ)投資法人（(ⅰ)に係る法人を除きます。)、(ⅴ)特定目的会社をいいます。(法 75 の４②)

２　令和８年３月 31 日以前は 500 人

2　適用対象資産は、特別償却や圧縮記帳と重複適用していませんか。

この制度の適用対象とされる減価償却資産は、平成 18 年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの間に取得等をして事業の用に供した取得価額が 40 万円未満※のものです。

ただし、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものはこの制度の適用対象から除かれます。

なお、損金算入限度額は、少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円に達するまでとなっています。

また、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入（10 万円未満)、一括償却資産の損金算入（20 万円未満の資産で３年間均等償却)、租税特別措置法の規定による圧縮記帳・特別償却・税額控除の適用を受けた資産は、この制度を適用することができません。(措法 67 の５①)

※令和８年４月１日以後取得分は 40 万円未満、同日前に取得の場合は 30 万円未満

3　確定申告書等に少額の減価償却資産の取得価額に関する明細書を添付していますか。

この制度の適用を受けるためには、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書(別表十六(七))を添付して申告することが必要です。(措法 67 の５③)

トピックス　**「少額減価償却資産」、「一括償却資産」及び「中小企業者等の少額減価償却資産」の要件**

項　　目	少額減価償却資産	一括償却資産	中小企業者等の 少額減価償却資産
対 象 法 人	全ての法人	全ての法人	青色申告法人である 中小企業者等
取 得 価 額	10 万円未満	20 万円未満	40 万円未満
償 却 方 法	全額損金算入 （即時償却）	3 年間均等償却	全額損金算入 （即時償却）

様式ID	NTA0H0E351010040

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表十六(七) 令八・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1	E01	まとめて記載せず個別に記載			E04				E07				E10				E13						
	構造	2	E02				E05				E08				E11				E14						
	細目	3	E03				E06				E09				E12				E15						
	事業の用に供した年月	4	M01	元号	年	月	M02	元号	年	月	M03	元号	年	月	M04	元号	年	月	M05	元号	年	月			
取得価額	取得価額又は製作価額	5	G01				G04				G07				G10				G13						
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6	G02				G05				G08				G11				G14						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7	G03				G06				G09				G12				G15						
資産区分	種類	1	E16				E19				E22				E25				E28						
	構造	2	E17				E20				E23				E26				E29						
	細目	3	E18				E21				E24				E27				E30						
	事業の用に供した年月	4	M06	元号	年	月	M07	元号	年	月	M08	元号	年	月	M09	元号	年	月	M10	元号	年	月			
取得価額	取得価額又は製作価額	5	G16				G19				G22				G25				G28						
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6	G17				G20				G23				G26				G29						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7	G18				G21				G24				G27				G30						
資産区分	種類	1	E31				E34				E37				E40				E43						
	構造	2	E32				E35				E38				E41				E44						
	細目	3	E33				E36				E39				E42				E45						
	事業の用に供した年月	4	M11	元号	年	月	M12	元号	年	月	M13	元号	年	月	M14	元号	年	月	M15	元号	年	月			
取得価額	取得価額又は製作価額	5	G31				G34				G37				G40				G43						
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6	G32				G35																		
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7	G33				G36																		
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)		8	G46																						

300万円に達するまでの金額です。
個々の資産の取得価額の一部のみを損金算入することはできませんので、合計額が300万円を超える場合には、300万円が損金算入されない場合があります。

15 役員給与の損金不算入

1　役員給与として損金算入できる要件を満たしていますか。

法人が役員に対して支給する給与(注)の額のうち次の⑴から⑶までに掲げる給与のいずれかに該当するものの額は損金の額に算入することができます。(法法 34①)

ただし、次の⑴から⑶までに掲げる給与のいずれかに該当するものであっても、不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入されません。(法法 34②)

(注)　給与からは、①退職給与で業績連動給与に該当しないもの、②①以外のもので使用人兼務役員に対して支給する使用人としての職務に対するもの及び③法人が事実を隠蔽し、又は仮装して経理することによりその役員に対して支給するものは除かれます。(法法 34①③)

⑴　定期同額給与

定期同額給与とは、次に該当する給与をいいます。(法法 34①一、法令 69①)

イ	その支給時期が 1 か月以下の一定の期間ごとである給与（以下「定期給与」といいます。）で、その事業年度の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額であるもの
ロ	定期給与の額につき、給与改定（51 ページの２に掲げる改定）がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額であるもの
ハ	継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの

⑵　事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しない給与で、その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭又は確定した数の株式（出資を含みます。以下同じです。）若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式若しくは特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給される給与をいいます（事前確定届出給与に関する届出書を所轄税務署長に提出するなど一定の要件を満たす必要があります。）。(法法 34①二)

⑶　業績連動給与

業績連動給与とは、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の法人又はその法人との間に支配関係がある法人の業績を示す指標を基礎として算定される額又は数の次に該当するものをいいます。(法法 34①三)

イ	金銭による給与
ロ	株式又は新株予約権による給与
ハ	次の①又は②による給与で、無償で取得され又は消滅する株式又は新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するもの ①　特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式 ②　特定新株予約権又は承継新株予約権

2　役員給与を改定する場合、一定の事由によるものですか。

定期同額給与の事業年度の途中での改定は、次の⑴から⑶までに掲げる事由によるもので、給与改定前後の各支給時期における支給額がそれぞれ同額でない場合は、定期同額給与に該当しません。

⑴　通常改定

当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から３か月を経過する日まで（定期給与の額の改定（継続して毎年所定の時期にされるものに限ります。）が３か月経過日後にされることについて特別の事情があると認められる場合にあっては、当該改定の時期）にされた定期給与の額の改定。（法令 69①一イ）

例　○　定時の株主総会等により定期給与を増額又は減額

⑵　臨時改定事由による改定

事業年度の途中において法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情など、事業年度開始の日から３か月経過日等までに予測しがたい偶発的な事情等（「臨時改定事由」といいます。）によるもので、利益調整等の恣意性があるとは必ずしもいえない役員に係る定期給与の額の改定（⑴に掲げる改定を除きます。）。（法令 69①一ロ）

例　○　定時株主総会後、社長が退任し臨時株主総会により副社長が社長に就任するため定期給与を増額
　　○　合併により合併法人の役員が当初業務の他に被合併法人の業務を担当することになり、定期給与を増額
　　○　病気により役員が入院し、当初予定していた職務の一部が執行できなくなり、入院期間中の定期給与を減額。また、退院後職務の執行が可能となったことにより、元の額に戻す増額

⑶　業績悪化改定事由による改定

事業年度の途中において法人の経営の状況が著しく悪化したことなど、やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情（「業績悪化改定事由」といいます。）によりされた定期給与の額の改定（その定期給与の額を減額した改定に限り、⑴及び⑵に掲げる改定を除きます。）。

なお、一時的な資金繰りの悪化や業績目標に達しなかったことは、経営の状況が著しく悪化したことなどには含まれません。（法令 69①一ハ）

例　○　経営状態の悪化により株主との関係上、役員の経営上の責任から定期給与を減額
　　○　取引銀行との間での借入金返済のリスケジュールの協議において、定期給与の額をやむを得ず減額
　　○　売上げの大半を占める得意先が不渡りを出したことにより、数か月後に売上げが激減し経営状況の悪化が避けられないため、これを回避するための経営改善計画を策定し、これに基づき役員給与の額を減額

※　⑴から⑶までに掲げる例は飽くまで判断の参考として掲載しているものであり、最終的には個々の事情に照らして、税務上の取扱いを判断することになります。

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳

役職名 / 担当業務	氏名 / 住所	代表者との関係	常勤・非常勤の別	役員給与計	左の内訳					退職給与
					使用人職務分	使用人職務分以外				
						定期同額給与	事前確定届出給与	業績連動給与	その他	
				百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円
			常・非							
			常・非							
			常・非							
			常・非							
			常・非							
			常・非							
			常・非							
			常・非							
			常・非							
			常・非							
計										

代表者、専務、常務、監査役、非常勤役員等について使用人兼務役員としていませんか。

事前確定届出給与に関する届出書に記載された金額と一致していますか。不一致の場合には、別表四で加算していますか。

別表四の「７」欄で加算していますか。

人件費の内訳

区分		総額 百万 千 円	総額のうち代表者及びその家族分 百万 千 円
役員給与			
従業員	給与手当		
	賃金手当		
計			

（注）1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください（他の役員についての記入順は任意）。
2.「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。
3.「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
4.「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
5.「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
6.「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。
7.「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4.5.6以外の給与の金額を記入してください。
8.「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工員等の賃金等製造原価（又は売上原価）に算入されるものを記入してください。

16 適用額明細書の提出について

令和　年　月　日

税務署長殿

収受印

自 平成/令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

至 平成/令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

事業年度分の適用額明細書

（当初提出分 ・ 再提出分）

納税地	電話（　　）　－	整理番号	□□□□□□□□
（フリガナ）		提出枚数	□□ 枚　うち □□ 枚目
法人名			
法人番号			日
期末現在の資本金の額又は出資金の額			
所得金額又は欠損金額	十億 百万 千 円 □□□□□□□□□	整理欄	

法人税申告書に「適用額明細書」の添付がない場合には、法人税関係特別措置を適用できないこととなりますのでご注意ください。

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額（十億 百万 千 円）
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□
第　条　第　項　第　号	□□□□□	□□□□□□□□□□

区分番号の記載誤りはありませんか。
区分番号については、適用する対象事業年度のパンフレット「適用額明細書の記載の手引」（国税庁ＨＰ掲載）を参照してください。

各別表から転記誤りはありませんか。
適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

17 消費税及び地方消費税の申告書(一般用)

1　「積上げ計算」又は「割戻し計算」の適用は正しいですか。

令和５年 10 月１日以降の売上税額及び仕入税額の計算は「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

「積上げ計算」とは、適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する方法です。

「割戻し計算」とは、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法です。

《売上税額》　　《仕入税額》

【積上げ計算】
適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

仕入税額は「積上げ計算」**のみ**適用可

【積上げ計算】
適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】
税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は**いずれか**選択可

【割戻し計算】
税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

※　仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に 10/110（又は 8/108）を乗じて算出した金額（１円未満の端数は、切捨て又は四捨五入）を仮払消費税額等とし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に 78/100 を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

また、経過措置（80%控除・50%控除）の適用を受ける課税仕入れに係る仕入税額についても「積上げ計算」により計算する必要があります。

2　課税仕入れに係る消費税額等の全額を控除している場合、その課税期間は、課税売上高が５億円以下かつ課税売上割合が 95%以上ですか。

消費税の申告では、課税売上げに係る消費税額から、国内における課税仕入れに係る消費税額や保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額（以下「仕入控除税額」といいます。）を控除し、納付する消費税額を算出します。（消法５①、30①）

【納付税額の計算方法（一般課税の場合）】

消費税の納付税額	＝	課税売上げに係る消費税額	－	課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）

課税期間の課税売上高が５億円以下、かつ、その課税期間の課税売上割合が 95%以上である場合には、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することができます。

なお、課税期間の課税売上高が５億円超又は課税売上割合が 95%未満の場合については、「個別対応方式」又は「一括比例配分方式」により計算した仕入控除税額を、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。（消法 30②）

○　課税売上割合とは

その課税期間中の国内における資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）に占めるその課税期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）の割合をいいます。（消法 30⑥、消令 48①）

$$\frac{\text{国内における課税資産の譲渡等の対価の額（課税売上高（税抜き）（注））}}{\text{国内における資産の譲渡等の対価の額（課税売上高（税抜き）（注）＋非課税売上高）}}$$

（注）　免税売上高を含みます。

※　分母、分子の対価の額の合計額には、貸倒れになった売上高を含み、売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額（税抜き）を除きます。

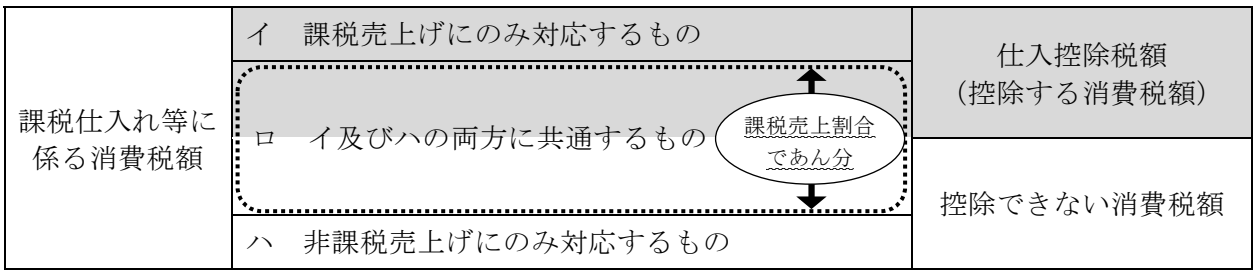
※　有価証券等及び金銭債権の譲渡をした場合は、当該譲渡の対価の額の５％相当額が分母の資産の譲渡対価の額とされます。ただし、金銭債権のうち、資産の譲渡等の対価として取得したものは除きます。

○　課税期間における課税売上高とは

その課税期間における消費税が課税される取引の売上金額（税抜き）と、日本からの輸出として行われる取引や輸出物品販売場における輸出物品の譲渡などの免税売上金額の合計額をいいます。ただし、売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額（税抜き）を除きます（消法９②、消令 19）。

○　個別対応方式

課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）	＝	イの消費税額	＋	（ロの消費税額×課税売上割合）



○　一括比例配分方式

課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）	＝	課税仕入れ等に係る消費税額	×	課税売上割合



（注）　仕入控除税額の計算に当たって一括比例配分方式を選択した場合は、２年間継続して適用した後でなければ個別対応方式へ変更できません。（消法 30⑤）

○　適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額は控除することができません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、令和５年 10 月からの３年間は、仕入税額相当額の 80%、令和８年 10 月からの２年間は、仕入税額相当額の 70%を、令和 10 年 10 月からの２年間は、仕入税額相当額の 50%、令和 12 年 10 月からの１年間は、仕入税額相当額の 30%を仕入税額として控除することができる経過措置が設けられています。

○　小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（２割特例）

適格請求書発行事業者の令和５年 10 月１日から令和８年９月 30 日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられない場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の２割とすることができます。

（注）　適格請求書発行事業者でない課税事業者や適格請求書等保存方式と関係なく課税事業者となる者等については、この特例の適用はありません。

３　還付申告書を提出する場合には明細書を添付していますか。

「控除不足還付税額」がある申告書を提出する場合には、「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」を添付する必要があります。（消法 46③、消規 22②）

なお、還付税額が中間納付還付税額のみの場合は「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」を添付する必要はありません。

４　消費税率に誤りはありませんか。

消費税及び地方消費税の税率は、令和元年 10 月１日から 10%に引き上げられるのと同時に軽減税率が実施され、複数税率となりました。

消費税の軽減税率は、旧税率と同じ８％ですが、消費税率と地方消費税率の割合が異なりますので、消費税の確定申告に当たっては、区分して計算する必要があります。（消法 29）

消費税及び地方消費税の適用税率は次のとおりです。

区分＼適用時期	令和元年 9月30日まで	令和元年10月1日から	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7% （消費税額の17/63）	2.2% （消費税額の22/78）	1.76% （消費税額の22/78）
合計	8.0%	10.0%	8.0%

軽減税率（８%）の対象品目	
飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品＝人の飲用又は食用に供されるもの（酒類は除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目に含まれません。
新聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週２回以上、発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

法人に係る消費税の申告期限の特例

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限が１月延長されます。（消法45の２①）

（注） この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税を納付する場合、その延長された期間に係る利子税を併せて納付する必要があります。（消法45の２④）

特にご注意ください！！

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、当課税期間から課税事業者となります。（消法９の２①）

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。（消法９の２③）

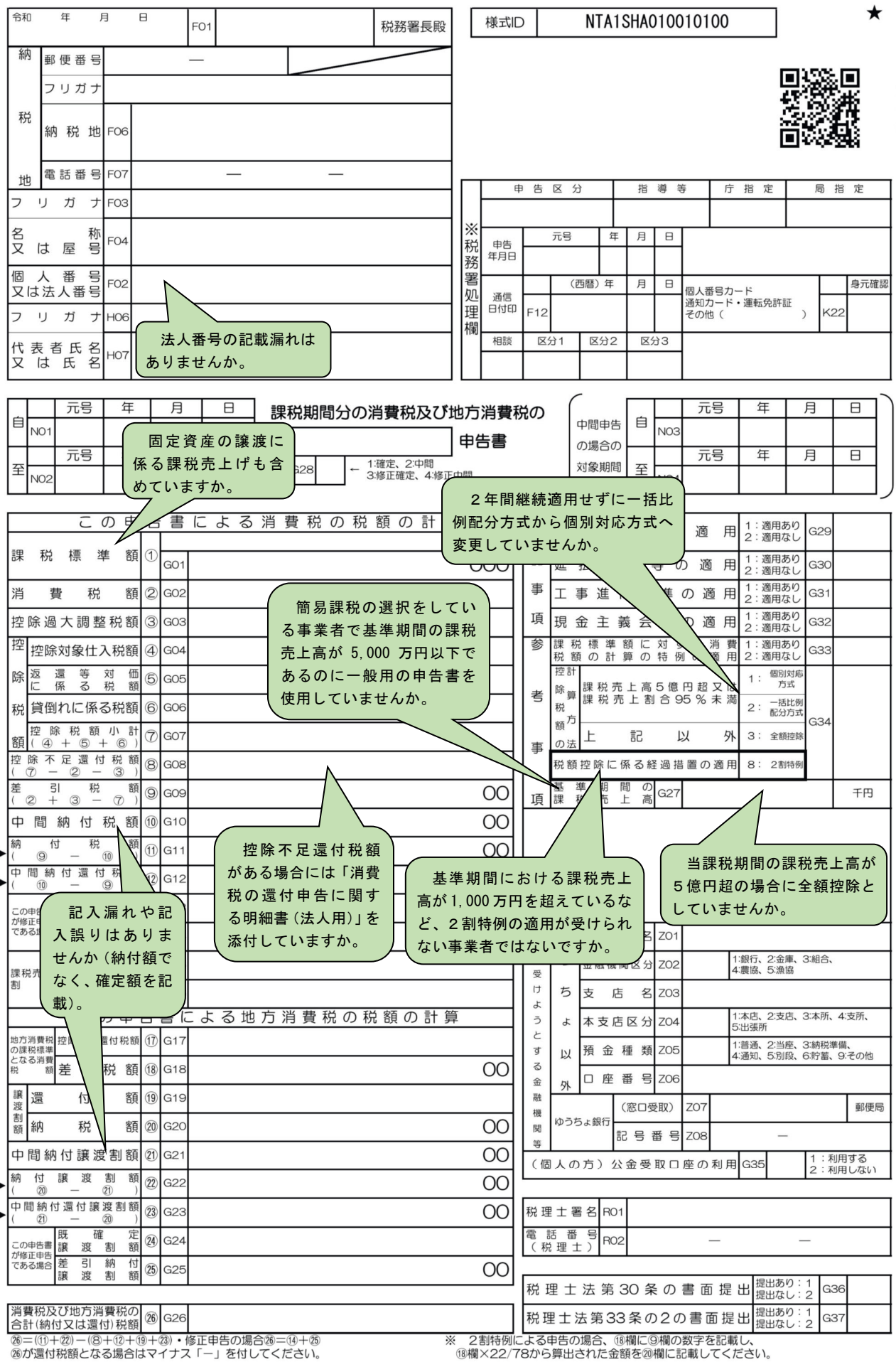
※ 特定期間とは、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後６か月の期間をいいます。（消法９の２④二）

５ 経過措置の適用がある取引はありませんか。

経過措置の適用がある取引については、令和元年10月１日以後の資産の譲渡等や課税仕入れ等についても旧税率が適用されます。そのため、帳簿等において課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

経過措置の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合は、相手方に対して旧税率が適用されたものであることについて書面により通知することとされています。この通知は請求書等にその旨を表示することでも差し支えありません。

申告書作成に当たっては、課税売上げや課税仕入れ等について新・旧税率ごとに区分し、それぞれの区分ごとに消費税の額を計算することになります。区分ごとの計算は付表１－１、付表１－２、付表２－１及び付表２－２までの４種類の付表（一般用）を用いて行います。


第一表
令和五年十月一日以後終了課税期間分（一般用）
様式ID NTA1SHA010010100
★
令和 年 月 日
F01
税務署長殿
納税地
郵便番号
フリガナ
納税地 F06
電話番号 F07
フリガナ F03
名称又は屋号 F04
個人番号又は法人番号 F02
フリガナ H06
代表者氏名又は氏名 H07
法人番号の記載漏れはありませんか。
※税務署処理欄
申告区分
指導等
庁指定
局指定
申告年月日
元号 年 月 日
通信日付印
（西暦）年 月 日
F12
個人番号カード
通知カード・運転免許証
その他（ ）
K22
身元確認
相談
区分1
区分2
区分3
自 NO1
至 NO2
元号 年 月 日
課税期間分の消費税及び地方消費税の
申告書
G28
1:確定、2:中間
3:修正確定、4:修正中間
中間申告の場合の対象期間
自 NO3
至
固定資産の譲渡に係る課税売上げも含めていますか。
２年間継続適用せずに一括比例配分方式から個別対応方式へ変更していませんか。
簡易課税の選択をしている事業者で基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下であるのに一般用の申告書を使用していませんか。
この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 ① G01
消費税額 ② G02
控除過大調整税額 ③ G03
控除対象仕入税額 ④ G04
返還等対価に係る税額 ⑤ G05
貸倒れに係る税額 ⑥ G06
控除税額小計（④＋⑤＋⑥） ⑦ G07
控除不足還付税額（⑦－②－③） ⑧ G08
差引税額（②＋③－⑦） ⑨ G09
中間納付税額 ⑩ G10
納付税額（⑨－⑩） ⑪ G11
中間納付還付税額（⑩－⑨） ⑫ G12
課税売上割
この申告書による地方消費税の税額の計算
地方消費税の課税標準となる消費税額
還付税額 ⑰ G17
差税額 ⑱ G18
譲渡割額 還付額 ⑲ G19
譲渡割額 納税額 ⑳ G20
中間納付譲渡割額 ㉑ G21
納付譲渡割額（⑳－㉑） ㉒ G22
中間納付還付譲渡割額（㉑－⑳） ㉓ G23
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額 ㉔ G24
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額 ㉕ G25
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額 ㉖ G26
⑪・㉒又は⑫・㉓の記入をお忘れなく。
記入漏れや記入誤りはありませんか（納付額でなく、確定額を記載）。
控除不足還付税額がある場合には「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」を添付していますか。
基準期間における課税売上高が1,000万円を超えているなど、２割特例の適用が受けられない事業者ではないですか。
当課税期間の課税売上高が５億円超の場合に全額控除としていませんか。
事項
適用 1：適用あり 2：適用なし G29
延払基準等の適用 G30
工事進行基準等の適用 G31
現金主義会計の適用 G32
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 G33
控除税額の計算方法 課税売上高５億円超又は課税売上割合95％未満 1：個別対応方式 2：一括比例配分方式 G34
上記以外 3：全額控除
税額控除に係る経過措置の適用 8：２割特例
基準期間の課税売上高 G27 千円
受けようとする金融機関等
ゆうちょ以外
銀行等名 Z01
銀行等区分 Z02 1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協
支店名 Z03
本支店区分 Z04 1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所
預金種類 Z05 1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他
口座番号 Z06
ゆうちょ銀行 （窓口受取） Z07 郵便局
記号番号 Z08
（個人の方）公金受取口座の利用 G35 1：利用する 2：利用しない
税理士署名 R01
電話番号（税理士） R02
税理士法第30条の書面提出 提出あり：1 提出なし：2 G36
税理士法第33条の2の書面提出 提出あり：1 提出なし：2 G37
⑯＝(⑪＋㉒)－(⑧＋⑫＋⑲＋㉓)・修正申告の場合⑯＝⑭＋㉕
⑯が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。
※ ２割特例による申告の場合、⑱欄に⑨欄の数字を記載し、
⑱欄×22/78から算出された金額を⑳欄に記載してください。

課税標準額等の内訳書

様式ID	NTA0SHA010020100

第二表　令和四年四月一日以後終了課税期間分

納税地	郵便番号		—
	フリガナ		
	納税地	F06	
	電話番号	F07	— —
フリガナ		F03	
名称又は屋号		F04	
フリガナ		H06	
代表者氏名又は氏名		H07	

軽減売上割合（10営業日）	G25		提出あり：1 提出なし：2	附則38①
小売等軽減仕入割合	G26		提出あり：1 提出なし：2	附則38②

		元号	年	月	日
自	N01				
至	N02				

課税期間分の消費税及び地方消費税の　　申告書

G01 ←1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間		元号	年	月	日
自	N03				
至	N04				

課税標準額 ※申告書（第一表）の①欄へ	①	G02	000

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	G03
	4 % 適用分	③	G04
	6.3 % 適用分	④	G05
	6.24 % 適用分	⑤	G06
	7.8 % 適用分	⑥	G07
	（②～⑥の合計）	⑦	G08
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（注1）	6.3 % 適用分	⑧	G09
	7.8 % 適用分	⑨	G10
	（⑧・⑨の合計）	⑩	G11

適用する税率欄の転記誤りはありませんか。

消費税額 ※申告書（第一表）の②欄へ		⑪	G12
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	G13
	4 % 適用分	⑬	G14
	6.3 % 適用分	⑭	G15
	6.24 % 適用分	⑮	G16
	7.8 % 適用分	⑯	G17

返還等対価に係る税額 ※申告書（第一表）の⑤欄へ		⑰	G18
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	G19
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額（注1）	⑲	G20

地方消費税の課税標準となる消費税額（注2）	（㉑～㉓の合計）	⑳	G21
	4 % 適用分	㉑	G22
	6.3 % 適用分	㉒	G23
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	G24

（注1）　⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

（注2）　⑳～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

申告に係る課税期間に旧税率（３%、４%又は６．３%）が適用された取引がある場合は、付表１－１及び付表１－２を使用してください。

様式ID　NTA0SHB017010020

付表1－3　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

旧税率（８%）の課税売上げの取引がある場合は付表１－１等を使用。

課税期間	N01	元号	年	月	日	～	N02	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04

区分			税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額		①	G01 000円	G10 000円	※第二表の①欄へ G21 000円
①の内訳	課税資産の譲渡等の対価の額	①-1	※第二表の⑤欄へ G02	※第二表の⑥欄へ G11	※第二表の⑦欄へ G22
①の内訳	特定課税仕入れに係る支払対価の		※第二表の⑨ G12	課税仕入れがある事業者の	※第二表の⑩欄へ
消費税額		②	G03	G13	G24
控除過大調整税額		③	(付表2-3の㉗・㉘A欄の合計金額) G04	(付表2-3の㉗・㉘B欄の合計金額) G14	※第一表の③欄へ G25
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表2-3の㉖A欄の金額) G05	(付表2-3の㉖B欄の金額) G15	※第一表の④欄へ G26
控除税額	返還等対価に係る税額	⑤	G06	G16	※第二表の⑰欄へ G27
控除税額	⑤の内訳 売上げの返還等対価に係る税額	⑤-1	G07	G17	※第二表の⑱欄へ G28
控除税額	⑤の内訳 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤-2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 G18		※第二表の⑲欄へ G29
控除税額	貸倒れに係る税額	⑥	G08	G19	※第一表の⑥欄へ G30
控除税額	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	G09	G20	※第一表の⑦欄へ G31
控除不足還付税額	(⑦−②−③)	⑧			※第一表の⑧欄へ G32
差引税額	(②+③−⑦)	⑨			※第一表の⑨欄へ G33 00
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑩			※第一表の⑰欄へ ※マイナス「−」を付して第二表の㉒及び㉓欄へ G34
地方消費税の課税標準となる消費税額	差引税額 (⑨)	⑪			※第一表の⑱欄へ ※第二表の㉑及び㉓欄へ G35 00
譲渡割額	還付額	⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑲欄へ G36
譲渡割額	納税額	⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑳欄へ G37 00

税込みの場合：課税売上高（税込み）×100/108（千円未満切捨て）

税込みの場合：課税売上高（税込み）×100/110（千円未満切捨て）

注意　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

申告に係る課税期間に旧税率（３%、４%又は６．３%）が適用された取引がある場合は、付表２－１及び付表２－２を使用してください。

様式ID NTA0SHB033010020

付表2－3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

課税期間	N01 元号 年 月 日	～	N02 元号 年 月 日	氏名又は名称 F04	

項目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課税売上額（税抜き）	①	G01 円	G20 円	G41 円
免税売上額	②			G42
非課税資産の輸出等 海外支店等へ移送した				
課税資産の譲渡等の対価の額				
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤			G45
非課税売上額	⑥			
資産の（⑤＋⑥）	⑦			G47
課税（⑦）	⑧			C01 % 端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨	G02	G21	G48
課税仕入れに係る消費税額	⑩	G03	G22	G49
適格請求書発行事業者以外の者から 経過措置の適用を受ける課税仕入れに			G23	G50
適格請求書発行事業者以外の者から 経過措置により課税仕入れに係る			G24	G51
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬		G25	G52
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭		⑬B欄×7.8/100 G26	G53
課税貨物に係る消費税額	⑮	G06	G27	G54
納税義務の免除を受けない（受ける）ことになった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑯	G07	G28	G55
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰			
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)	⑱	G09	G30	G57
課5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合 個別対応方式 ⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲	G10	G31	G58
課5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合 個別対応方式 ⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑳	G11	G32	G59
課5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合 個別対応方式 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑲+(⑳×④／⑦)〕	㉑	G12	G33	G60
課5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰×④／⑦)	㉒	G13	G34	G61
控除		G19	G40	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。
3 ⑪及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

（R5.10.1以後終了課税期間用）

税込みの場合：課税売上高（税込み）×100/108－売上対価の返還等（税込み）×100/108

税込みの場合：課税売上高（税込み）×100/110－売上対価の返還等（税込み）×100/110

課税仕入れの金額（税込み）－仕入対価の返還等（税込み）

土地の譲渡や受取利息などを含めていますか。

旧税率（８%）の課税仕入れの取引がある場合は付表２－１等を使用

当課税期間の課税売上高が５億円超の場合に全額控除としていませんか。

その課税期間の課税売上高が５億円を超え、個別対応方式により仕入控除税額の調整計算をする場合において、⑥欄の非課税売上額に記載する金額が預金利子しかない場合でも、その課税期間において行った個々の課税仕入れ等について、必ず、課税売上対応分、非課税売上対応分及び共通対応分に区分する必要があります。

消費税法上、非課税となる預金利子が、事業者の事業活動に伴い発生し、事業者に帰属するものであることからしても、例えば、総務、経理部門等における事務費など、課税売上対応分として特定されない課税仕入れ等については共通対応分として区分し、⑳欄に金額を記載することになります。